

研究

文久の参勤交代緩和と幕政改革について

榎 本 浩 章

はじめに

- 一 参勤緩和への道のり
 - 二 参勤緩和と政治構想
 - 三 参勤緩和期の大名
 - 四 参勤交代復旧令の波紋と参勤交代制の終焉
- おわりに

はじめに

文久二年（一八六二）閏八月、後に文久の幕政改革と呼ばれる取り組みを行っていた江戸幕府は、参勤交代の制度を改め、大名が江戸に参勤する頻度を引き下げた（以下「参勤緩和」とする）。本稿の目的は、この文久の幕政改革における参勤緩和について考察することである。参勤緩和については、これまでも多くの研究で言及されてきたが、まだその全体に対する考察が十分とは言

文久の参勤交代緩和と幕政改革について（榎本）

えないように思える。長年にわたって幕府の大名統制を支え、幕藩体制の根幹を成してきたこの制度が、この時期になって改革の組上に上ったという事実は、幕末・明治維新期の政治史を研究する上で大変興味深いものである。そこで、以下の三つの視点を設け、できる限りではあるが考察を加えたい。

まず、幕政改革における参勤緩和が持つ意味についてである。幕末、対外問題やそれをめぐる攘夷論の沸騰などから、事態を收拾しきれない幕府は地位を低下させ大名統制力も失っていったのだが、その最中に行われた参勤交代の簡素化は、どうしても幕府の威信低下の象徴として見られるものであった。しかしその低い評価は、この改革を行った当事者の課題意識や、この改革を通じて何を目指そうとしていたのかという政治構想に対する注目を、ともすれば遮ってしまう問題があった。参勤の負担を減らして、将軍と大名の紐帯をどのように結び直す狙いがあったのかについて、参勤緩和が実現するまでの政治過程、緩和当時に幕府政事総裁職を務めた松平慶永や、そのブレン横井小楠の言動などから検討する。

次に、緩和の実態である。参勤緩和の発令に至るまでを述べた研究はこれまでもあったが、緩和令後に参勤交代がどのように変化したかについての研究は管見の限り見当たらない。実際には、幕末の混乱の中で当初の構想通りにはならなかったのであるが、それはどのようなものだったのかについて、参勤に関する史料を元に分析する。

そして、参勤交代のその後についてである。元治元年（一八六四）九月一日、幕府は突如緩和を覆し、文久二年以前への制度復旧を命じるのであるが、これについても部分的な言及しかこれまでなされてこなかった。多くの藩が素直に幕令に従うことはなかったのであるが、これも実態としてはどのようなものであったのかについて確認しながら、制度の終焉までを追っていききたい。

さて本論の前に、参勤交代とは何か、そしてその研究状況についてを若干、山本博文や丸山雍成の研究を参照しながら述べたい。⁽¹⁾まず江戸時代の参勤交代とは、大名が江戸と領地の間を行き来して、定期的に将軍へ拝謁（御礼）し、また奉仕として警備や消防、土木事業などの役務を提供するものである（江戸行き・江戸滞在・江戸を退出する事をそれぞれ「参府」「在府」「退府」、そして領地に戻ることを「就封」などと称した）。病気その他様々な理由で例外が認められた場合を除き、多くの大名は領地で一年を過ごし

たら江戸へ赴いて一年過ぎし、そしてまた領地へ、という生活を延々繰り返した。しかし、関東の譜代大名は半年の在府であったり、長崎警衛を担う福岡・佐賀両藩などの特殊な役割を有する大名は、それぞれ参勤間隔に特例があったりした。また御三家の水戸藩や特定の譜代大名、大藩から分家されて生まれた支藩の藩主の一部などは、就封せずに江戸に常駐（「定府」）する慣例で、老中など役職就任中の大名もその間は就封しなかった。大名家には幕府から江戸屋敷が与えられ、大名は妻子をそこに置いて事実上の人質とした。また、参府就封の際や季節の行事などに合わせて、將軍や大奥、老中や懇意の役人に相応の献上・贈答品を配り主従・交際関係を維持した。

この江戸の参勤交代は、上位者が所領を安堵し、下位者は軍役を負担し奉仕するという、武家社会における伝統的な封建的軍役動員の、平時における形態という制度である。その由来をたどれば、戦国時代の各大名勢力内で、また鎌倉・室町など歴代の武家政権下で見られた、主従関係・軍事動員にまで行きつく。直接的な起源は、豊臣政権が全国統一の過程で各大名権力を包摂し、自らに参勤奉仕させる体制を作っていたものを、その後を受けて成立した徳川政権が発展させ、定式化させたものである。

参勤交代は社会に対して多くの機能・意義を有した。⁽²⁾まず、全国の名名が残らず参府を繰り返し、將軍に拜謁することで、服属関係が絶えず確認され続ける。そしてその謁見作法から献上品の価値に至るまで、石高や家柄の高低によって大名家ごとに細かく差が付けられることで各家の序列化がなされた（謁見する大名の格によって、謁見の間では畳の何畳目まで進み出るか、將軍の側も着座の際に敷物を用いるか否かまで細かく決まっていた）。一連の儀礼が重要な儀式として様式化され厳格に守られることで、將軍の「御威光」が絶えず強調され、人々の意識の上から支配秩序を維持することに貢献したのである。⁽³⁾また、大名家が奉仕する警備や消防、インフラの整備といった役割によって、社会の公共機能が維持された。大名は多くの家臣を引き連れて江戸と領地を往來して義務を果たし、また江戸屋敷に多数の人員を駐在させて將軍家や他大名家との連絡を維持させ、中央の政治情勢も油断なく探らせた。これによる出費が諸藩の財政や、付き従って旅をする武士の家計に深刻な影響を与えた。一方、人的移動が盛んになることで全国的な交通網が発達し、そして武士が集住する江戸の街は世界的な大都市となった。そこで全国の人士が往來して交流を

重なることで学問や芸術も発展し、それらが江戸帰りの人々によって各地に波及した。そうして「江戸体験」の共有を核とした文化の波及・連携が全国に行き渡ったことが、諸藩の垣根を越える日本人意識の構築に貢献したとみる研究もある。⁽⁴⁾

この参勤交代については、個々の藩における参勤の様態や諸藩の財政問題、また社会史・交通史の観点から大名の参勤道中や江戸社会に与えた影響など、様々な関心から研究が重ねられている。しかし丸山雍成は、幕藩体制を支えた諸要素の中で参勤交代は他ほど重視されず、本格的に研究されてこなかったと批判する。丸山によると、藤野保は、幕府が大名の改易・転封を徹底的に推し進めていった過程を詳細に追究し、⁽⁵⁾また藤野や佐々木潤之介・山口啓二によって、徳川将軍を頂点とする軍役体系が成立し、譜代から外様の大名までも包摂されていくと、大名権力はその負担に応じるために農民収奪支配の方法を含め近世的に変質し、全国的な支配が確立していくという過程が研究された。⁽⁶⁾丸山は、それらの研究において、参勤交代は平時における軍役体系の一種として若干言及されるにとどまっているが、大名の改易・転封が次第に行われなくなっていく近世後期まで、参勤の方は一貫して行われた点を挙げ「単なる軍役体系の一環という次元を超えて、主従制下の政治支配の支柱——特に大名知行制にもとづく分権性を克服して、集権的統治を実現するための楨桿」として重視すべきだと述べている。⁽⁷⁾参勤交代が幕藩体制の統治を支えた楨桿であり、社会の人的移動や文化に影響を与えた一大機能であったならば、その改変や終焉もまた衝撃的事件であり、それが持つ意味を考えると幕末維新时期政治史研究にとって大きな問題である。しかしこの参勤交代末期については、先述の山本や丸山の著作では簡単に触れるにとどまっており、文久二年の参勤緩和・元治元年の参勤復旧以後は、制度が弛緩したまま雲散霧消したかのような印象を受けるが、実際にはどのような道のりをたどったのであろうか。

また、文久幕政改革については、これまでその軍事政策の側面、あるいは諸藩の負担軽減という面から分析され、あるいは幕末における幕府の統制力低下と結びつけて把握されてきた。例えば田中彰は、幕府は安政の大獄以来失ってきた権威の回復のため幕権の再集中・再強化を図り、国益主法掛の設置や直轄陸海軍の編制といった市場支配・軍事強化策を採ったが、一方で封建制という矛盾から、各大名権力の軍事改革・幕府軍事力との一体化には踏み込まず、幕府単体の強化に励むことしかできなかったとして

(8) いる。そしてその中で参勤緩和は、公武合体をスローガンに幕府の権力独占に反対した雄藩との妥協であって、幕府の権威(「幕威」)の衰えによって参勤を強いる力が無くなったものと捉え「幕府の緩和意志よりも、むしろ、現実にはそうしなければ、より以上の幕権の失墜を招く結果になるという理由で行われている」と述べた。(9) 土田一道は、参勤交代緩和論の起りから実現までの政治過程を明らかにしたが、参勤緩和の主眼は諸藩の負担軽減・特に海軍を中心とした軍事強化へ力を振り替えさせようとしたもので、やはり幕府の統制力の低下から、大名への支配力を衰えさせていく結末に至ったという面を強調している。(10) 福井藩論を通じて公武合体論を研究した三上一夫は、福井藩の運動と文久幕政改革を評価したが、一藩の改革ではできない「諸侯と合体」しての富国強兵・全国統一化を目指し、諸藩の借金財政を救うために行われた参勤緩和は、却って諸藩の割拠化を招き幕威失墜につながったという、本来の狙いと異なる評価を受けるに終わったものとして位置づけている。(11)

この、幕府の強制力低下としての参勤緩和という評価は、同時代の人々によって既に下されたものでもある。明治になって福地源一郎は「幕府の末路諸侯觀望二心あるの日に至りて……幕府は諸大名を檢束するの利器を自から棄て却て他日其為に傷けられたる種子を播たり」と述べ、また当時幕府内にいた徳川慶喜も「無理に引き止めたところが何にもならぬ、断然とやる時には、たとえそうなつてもやるといふような議論で、それよりはむしろ緩めて、その代りにどうのこうのという評議があつたのだね。結局あれは持ち耐え(た)ができない。つまりそれでああいうことになったのだね……あれで諸大名の方が強くはなつている」と振り返っている。この頃から既にそうした見方がなされ、研究論文で引用紹介されてきた事も、参勤緩和の印象に影響を与えたのではないだろうか。

参勤緩和から幕府の諸藩統制力低下へという一連の流れについて、筆者はこれを否定までするつもりはない。しかし、文久幕政改革の主要政策の一つであつた参勤緩和に対しては、発想から実現までの過程、負担軽減・軍事改革という直接の目標などまで明らかにされながら、その実行者たちが、この制度改変がどのように当面の政治課題打破につながると考えていたのかという政治構想の問題に対して、また、参勤緩和施行後の参勤の実態について、十分な注意が払われていないのではないだろうか。

幕末維新史研究の進展は、こうした現状に対する示唆となる。友田昌宏によると、この分野の研究動向はおおまかに言って、遠山茂樹以来の、明治維新後に絶対主義国家が成立したという見方、石井孝による、幕末の幕政改革の意図は「徳川絶対主義」体制を目指したものであるという見方が、一九八〇年代以降見直されるといふ展開をとった。その中で原口清は、国論の分裂を收拾し一致させるためにはいかなる国是を樹立すべきか、その国是をめぐって争われた政治過程として幕末を描いた。⁽¹⁵⁾ 開国か鎖国か、また朝廷・幕府の分裂の修復の如何（朝廷と幕府の不一致「政令二途」の收拾、すなわち「公武合体」「政令統一」なども称される）が問われた中で、参勤緩和を推進した松平慶永を含むいわゆる有志大名たちの政治路線は、何らかの形で諸侯会議を実現させようという動きに進んでいった。有志大名が発言権を求める動きと、將軍と大名の主従関係に改定のメスを入れる事につながる参勤緩和とは、政治構想上親和性を有するものであり、その点から緩和を位置づけることができるのではないか。

また、ペリー来航以来の対外姿勢において、弱腰で無為無策な幕府はこれを批判する政治的混乱を收拾できなかつたという理解も、今日では修正を迫られており、例えば外交面においても、情報収集と現実的な対外政策といった果敢な取り組みが見られた事が知られている。⁽¹⁶⁾ 岸本覚は、安政・文久期の幕府の改革を「欧米列強や朝廷・大名などによりやむを得ず実施したネガティブな政策」ではなく「積極的な位置づけをあたえ」たいとの展望から、諸藩が課せられた海防・警衛を機に、大砲・軍艦の取り組みといった軍事改革が幕藩において進行した模様を述べ、そのための負担軽減策・諸藩に政治改革を促進させる切り札として参勤緩和が行われたと概説している。⁽¹⁷⁾

そして、当時「公議」と呼ばれる思想が重視されたことも重要である。三谷博が幕末に「公議」の制度化が模索されたと評価し、高橋秀直が幕末に人々の間では正当性原理として認識されていたと指摘する「公議」は、横井小楠においては幕府の専横を批判する論理として用いられ、参勤緩和に思想的背景を提供した。筆者としてはこうした研究成果に学びながら、参勤緩和にさらに、軍事改革のみならず、幕藩体制の政治的統合においても新たな展望をもたらし得るものだったのでないかと展望したい。そこでまずは、緩和論が登場する嘉永・安政期の過程を概観することから入り、次いで文久期の具体化・実現の過程とその背景についての

考察に移っていきたい。

一 参勤緩和への道のり

参府した大名が行う役務でもっとも一般的なのは、江戸城・江戸府中各地点の門番（大手門・日比谷門といった関門の警衛・管理）と、火消・火之番（増上寺・本所米藏など特定地点・方面の防火、火災時の消火）であった。これらの任務は、譜代の大藩だけが任じられる門、などのようなランク付けがなされており、自然と、この大名家にはこの役が任じられる事が多いなどの「役筋」の固定化が生じていた。⁽²⁰⁾ 大名家の数や規模、属性に変化がなく、対外問題も顕在化しなかった太平の時代、課役の負荷が予測可能で安定的であった事は、武家社会のバランスを平穩に保たせることであった。

しかし蝦夷地におけるロシア船の出没が問題となってくると、蝦夷をいくつかの地区に分けて、東北地方の大藩に警衛が割り当てられるようになる。さらに各地でアメリカ・イギリスなどの外国船が目撃され、またフェートン号事件に代表される衝突事件が起こるようになると、江戸湾には会津・白河藩などの、また大坂湾には周辺の親藩・譜代大名の部隊が配備され、また海岸を有する藩は自領海防強化に取り組むといった対応策がとられていった。⁽²¹⁾ それでも動員は、警衛地点に比較的近い大名、あるいは幕府にとって第一次的な動員対象である譜代の大名というのを中心であったが、嘉永・安政期に入ってくると、長州藩や熊本藩が関東や大坂湾に出兵するなど、遠隔地の外様大名でも関係なく全国に動員されるようになっていった。⁽²²⁾

このように、海防という新たな任務が加わったことで、安定して賦課されてきた役務に乱れが生じるようになった。海防任務に割かれた大名の分だけ、役務に対して割り当てるべき大名の頭数が不足する「人少」と呼ばれる事態が生じる。そのため、代役が現れず同じ役に長期間就かされたり、その大名家にとって慣例のない役務が割り当てられたりする事が増え、多くの藩で負担が増加したのである。⁽²³⁾ 結局、幕府から諸藩への課役は、伝統的な役務に加え、蝦夷・相模房総沿岸および江戸の台場・京坂および大坂湾、

その他各地の警衛に、常時数十の藩が駆りだされるほどになった。この対外危機・負担増という状況は、国内世論を喚起し、財政や軍備に改革を必要とする逼迫要因となったし、その事はまた開国・鎖国の是非や攘夷論の、またその後の中央政局における將軍繼嗣問題といった一連の政争の遠因ともなった。そして、参勤緩和論もこうした背景を受けて登場したのである。

嘉永六年（一八五三）アメリカのペリーは艦隊を率いて日本に来航し、開国を迫った。この時幕府は大名や幕臣などに広く意見を募ったが、これに対して福井藩主松平慶永（春嶽）も答書を奉じた。福井の答書は、侮りを受けぬよう毅然とした態度を取るために、アメリカとの衝突も辞さない覚悟で防衛体制を構築する事が火急の課題、という内容で、当面取るべき方針を、

必戦之心得に而其用意可致旨列国之諸侯大夫士へ被仰付専ら防戦之術を御勉励有之天下向ふ所の心志を御治定⁽²⁴⁾

する事だとした。そして、政治改革や対外問題に熱心ないわゆる有志大名に声望のあつた水戸前藩主徳川斉昭を「大元帥」に立て、江戸の住民の一部や大名の家族は退去させ、江戸沿岸の防備を固めるとともに、江戸防衛は旗本・内陸の大名を主としその他の大名は帰藩させて全国の海防に努めさせるべき、などの対策を列挙した。その内、海岸を領有する大名を帰すことについては、

日本全国武備完整に相成別而沿海之諸国は嚴備に不相成候半而者 神州之御国威相振ひ不申事二存候……一には都下之夫食を減し二には諸侯の疲弊を補ひ三には事に臨んで日本全国之騒ぎ可相成妨害を防ぎ可申儀と奉存候都而必戦之時に当り可被召集諸侯を却而帰国被仰付候儀者表裏之儀候得共此時に当り諸侯と共に

皇国を御守護被為成候大公之御雄略を天下に御示し可被成御儀と奉存候⁽²⁵⁾

と述べ、江戸への集中を解消し、大名の在府負担を軽減させ、地方の治安維持にも配慮するものであるとともに、大名と共に連携して日本列島全体を防衛する意志を示すべきものとして提案したのであった。このように、非常時につき大名を帰藩させよという提案が慶永の参勤緩和論の原形である。

しかし慶永が求めたような大名の負担軽減は行われないうまま、二度目のペリー来航の際も、幕府は在府の各藩に出兵を命じ、江戸湾岸には多数の藩が割り当ての地点に詰めた。福井藩も品川御殿山に多数の人員を駐在させた⁽²⁶⁾が、それは慶永が期待したような

抜本的な防衛策ではなかった。慶永は老中阿部正弘に建白書を送り、

治世之粉飾ニ預り候冗費の勤務一切御放下被成日継夜之御至念を以義勇發達富国強兵を御勧誘御坐候ハ、……諸大名ハ猶更増倍勃興不仕候半而是難相成候得共両山其外夫々の火防を初御手伝金等も被仰付治世之勤務にて諸侯も当時甚困窮ニ相迫り居候儀ニ御坐候……諸大名妻女国許へ被指遣年始より歳暮迄の進献物一切御止メ被成御役人方への贈物も被止大名ハ三四年に一度ツ、参府に相成候ハ、却而

幕廷の御為にも相成諸侯ニ而も大ニ難有可奉存候義ニ御坐候……治務御放下も無之諸侯参動も是迄之通にて蛮船及渡来候毎度御固メ等の被 仰付候様にては 御国威御挽回の御道は絶て無之……一刻も早く諸侯と御盟約の上治務御擲却専ら金革の務に相成不申候半而者迎も迎も御威光御恢復御見詰無之と奉存候⁽²⁷⁾

と、参動・妻子の江戸集住・役務などを「治平之勤務」であるとして、平時と戦時の切り替えを決断するよう訴えた。ここで目を引くのは「諸侯と御盟約の上」という一節である。先の答書でも「大公之御雄略を天下に御示し可被成」とあったが、幕府の指示の下で諸藩が役務を負担する、従来型の政治秩序による「蛮船及渡来候毎度御固メ」に対して、「御盟約」に基づいた協同的な防衛を志向しているかのようにも感ぜられて興味深い。またここには、幕府の命令で警衛出動に右往左往させられながら、状況が好転しないことへの苛立ちも見取れよう。⁽²⁸⁾

従来通りの参動交代は今日の障害であるという論を、慶永はさらに発展させていった。翌年、徳川斉昭に送った書簡では、
当時天下之諸侯を二分して隔年之交替相成有之候処先つ十五年を限り四分して四年ニ一度之参観に相成……嫡子庶子とも国邑へ召連候儀勝手次第可被仰付候事……四年に一度之在府陣中同様相成……諸侯妻女も銘々国邑へ引移し可申事⁽²⁹⁾

と、より具体的な案を述べている。「在府陣中同様」とは、参動時にはこれまでのような形式的ではない装備で馳せ参じるということである。慶永はこの案を阿部や老中堀田正睦にも提出したが、回答は、一定の理解はできるが応じることができないというもので、有志大名の一人薩摩藩主島津斉彬からは、突出しすぎて警戒されないよう忠告された。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

その後福井藩は開国に藩論を修正しつつ、嫡子がいなかった十三代將軍徳川家定の跡継ぎをめぐる、いわゆる將軍継嗣問題を中心とした活動に進んでいった。慶永を含む有志大名や幕府内の賛同者は、継嗣候補として徳川慶喜を担ぎ上げ、その実現を目指す運動を通じて政治改革を要求していったのである。この運動における福井の政治構想は、開国と貿易振興、蝦夷の開発と全国の防衛体制整備、軍艦の充実、そして有為の人材を身分にかかわらず登用し、外様・親藩大名を幕政に参画させるなどの政策で構成されている。⁽³²⁾京都で朝廷向け政治工作に携わった福井藩士橋本左内がこれを「日本国中を一家と見候」⁽³³⁾視点に立つものだと論じたように、老中職の譜代大名独占に代表される旧来の政治秩序に対する挑戦となったのである。

この時点における参勤緩和論は体制改革論と結びついた上で、諸藩が改革を進める上で直面する財政難への対策として述べられている。安政四年（一八五七）八月十八日、慶永は福井藩邸で徳島藩主蜂須賀斉裕・津山藩主松平慶倫・明石藩主松平慶憲・鳥取藩主池田慶徳と会談し、幕府のアメリカ公使ハリスへの対応や継嗣論議の他、参勤制度の改正・妻子の帰藩・献上儀礼の簡素化などについても提案している。⁽³⁴⁾他の有志からは、大名から参勤や妻子の件について申し立てるのはやはり嫌疑を招くとの慎重論が出されたが、これに対して慶永は、御三卿である慶喜から言上してもらってはどうかと述べている。同年十一月二十三日、慶永が池田慶徳の元を訪ねた際には、妻子帰国の案について、

江戸の風奢美ニ流れ候様ニ相成も諸大名奥方悉く江戸ニあり候故と存候是非江戸ニ有之候得ば自然他向ニ付合を始として手はり候故夫等よりして遂ニ疲弊ニ及候事故先第一妻子を国元え引連候事を申立候ては如何と存候⁽³⁵⁾

と、各大名家の奥向が江戸に集中している事が、勝手向の浪費や奢侈の風を招いているとの危惧を示している。

このように、参勤緩和論は、外患を契機として、軍事改革を優先させるための負担軽減策として浮上し、慶永はこれを積極的に運動したのである。しかしこの問題を持ち出すことは、おのずと幕藩制的秩序への異議申し立てにつながり、またその秩序の改革を目指す運動全体と結びついていった。秩序の体系を維持しようとする幕府首脳部との衝突は避けられず、安政五年七月五日慶永は隠居謹慎を命じられ、反体制派と見なされた多くの大名・公家・志士らが処分を受ける、いわゆる安政の大獄によって、参勤改

革の主張は一旦途絶えることとなった。

さて、松平慶永と福井藩は参勤緩和論を熱心に取り上げ運動していたが、この発想自体は彼らの独創というわけではなかった。例えば佐土原藩主鳥津忠寛も嘉永六年の幕府諮問に対し、防備を調えるべき時節ながら普請手伝金など出費がかさむので、これを当面免除されるとともに、海岸を領有する大名とその家族は帰藩させ、当主のみが三年か五年に一度参勤するよう改めて欲しいと答え、鳥津斉彬は忠寛への書簡で、(慶永の主張に対して寄せた感想と同様)実現は難しいと思うが同意であると述べている。⁽³⁷⁾ 藩も安政四年、大名家族の帰藩や警衛充実のための参勤交代制度改正が必要との建白を幕府に提出している。⁽³⁸⁾

また、幕府内においても参勤緩和について考える者があつた。⁽³⁹⁾ 安政五年五月、海防掛大目付・目付は堀田正睦に、

隔年交代旅中諸雑費・家来手当、其外調度向等之諸失費相掛り、其上参勤年は御防火之番・御門番等被仰付候費用、不少御座候処、近年相房総江戸府内海御台場、下田・箱館・京・大坂、其外領分近国等之御備場御固被仰付……諸藩悉疲弊罷在候間……隔年之参勤御差緩之儀被仰出、在国在邑重二相成候ハ、格別諸失費相減、家政行届、武備手当之一助ニも相成、挙て可奉拝承儀と奉存候⁽⁴⁰⁾

との意見書を提出した。大名に課すべき任務が多過ぎて負担が重くなっていると、当局者からも認識されていたことが分かる。このように参勤交代の不利益に注目する者は少なくなつたが、結局制度的な対応がなされることはなかつたのである。

ところが文久二年に至つて、事態は急転換する。この年は、十四代将軍徳川家茂の上洛が決定し、また諸大名の周旋活動が活発になるなど、めまぐるしいものであつた。朝幕間の関係は開国と攘夷をめぐる意見相違、安政の大獄などで悪化する一方、京都には過激な攘夷を望む尊王の志士たちが入り込み政治活動を行つていた。この公武関係をどのような形で修復するか、大名はその中でどのような位置づけを得るか、幕府にどのような改革をとらせるか、新しいパワーバランスをめぐる競合として、「公武合体」と一口に言つてもその周旋活動には様々な思惑が入り交じるものであつた。

そんな中で長州藩と並んで注目されたのが薩摩藩の活動である。事実上の最高指導者である藩主の父鳥津久光は、亡くなつた兄

斉彬の路線を引き継ぎ、朝廷と幕府の周旋に乗り出した。文久二年四月、兵を率いて上京した久光は朝廷の信任を得、大原重徳が勅使として江戸に下向するのに供奉して六月に江戸へ乗り込むなどし、その間に多くの改革要求を朝幕に提示して存在感を高めることに成功した。

その要求はおおよそ、朝廷首脳部から親幕的人物を退ける事、徳川慶喜や松平慶永を幕政に参加させる事、現在の情勢においてはまず武備の充実を先務とし「天下之公論ヲ以永世不朽之明制被為定」⁽⁴¹⁾すなわち国是を定めてから開鎖の結論に臨むべきこと、などである。これは、紛争の種となる開鎖問題への論及を避け、天皇の権威を通じて大藩の政治力を高めることで、着実に従来 of 配様式に風穴を開け、以て権力進出を図るものであった。⁽⁴²⁾ 参勤交代についてはそのうち、武備充実の論に絡めて、

諸大名参勤是迄通ニ而者迎モ海防十分全備難致候ニ付遠(参百里以上)中(貳百里以上)近(百里以上)ニ応シ年数差別有之度若此儀難相成候ハ、妻子国許エ引取度事……諸御手伝等入費相掛候儀者以来不被仰付様有之度左無候而者外夷防禦者勿論内乱之鎮静モ出来兼候様可成立奉存候事……海防之儀江戸海者勿論諸大名一統ニ年限御定メ是非致全備候様御達相成……但前条

参勤之儀御達之上タルヘキ事⁽⁴³⁾(括弧内は割注)

との主張が盛り込まれていた。先代斉彬の代には、慶永の参勤緩和主張に内心同意ながらも積極的発信には慎重だった薩摩だが、国事周旋の機にその要求を顕在化させた。こうした外からの圧力も手伝って、幕政参加の地歩を得た慶永を中心に、参勤緩和は一気に実現へと動き出すのである。

二 参勤緩和と政治構想

圧倒的な存在感を誇り支配者の地位にあり続けてきた幕府だったが、桜田門外の変で大老井伊直弼が暗殺されるといふ衝撃を受け、その権威は大きく傷つけられていた。これを回復するためには、朝廷との関係を修復し、何らかの改革姿勢を見せる必要があった。

謹慎を続けていた前福井藩主松平慶永だったが、依然として改革を望む朝廷や諸藩からは声望を集める存在であった。幕府は、京都から要求を受けて復権させる形は避けたいという意図から（この月京都では島津久光が慶永らの復権を要求していた）、文久二年四月末に全ての処分を解除した。⁽⁴⁴⁾ その彼に幕府は、朝廷と折衝し、開国を容認させる役割を期待していた。五月八日江戸城に登った慶永は將軍徳川家茂と謁見し上京を依頼されたものの、これを聞き入れず、自身の意見をこう述べたという。

日本国の治め方ハヶ様成物と申動きなき国是相立不申候半而ハ難相成候処夫も兎角其時々の執権の心々にて遷り易り変動止時無之故愈治平致兼候……上之思召立等被為在候へハ挙世動しかたきを致承知居候故其方へ決候義ハ堅固ニ有之候……夫と申も御公平の御処置ならてハ行はれ不申公平無私の台慮を以日本国は不及申海外迄も御推し及ほし被遊候様願はしくと不奉存者ハ無之……日本国の治るへき条理の国是不相定内ハ如何ニ 台命にても上京之儀は御断り申上候。⁽⁴⁵⁾

関係修復の前に、まず改革に取り組む將軍の不退転の意志を示し、「国是」を明確にさせなければ協力できない、しかもそれは「公平無私」でなければならぬというのである。

慶永はその後も老中らに対し、

内之御政道ハ幕私を御改革外の体面ハ御上洛之盛典を挙げられ御崇奉之大義を天下に明示せられ候より外ハ有之間布⁽⁴⁶⁾あるいは、

治安の極驕奢に長し職任を忘れ武備に懈り外国の兵威に屈して国体を汚辱し剩へ宰臣幕府の威権を弄して数々 叡慮に悖つて勅命を奉せず無道の私政を行ふて忠良を残害し人心の払戻を生ず……速に徳川氏の私政を御改良あつて両敬の特典を奉辞し給ひ早々御上洛にて是迄の御失体を御陳謝被為在臣事の名分を天下に明示せられ諸侯と 輩下に盟ふて 叡慮を奉し外国の交を親密にし威信を厳明にし大ニ武備を更張して 皇国を維持し外侮を不被受様の大策を被建候より外有之間敷⁽⁴⁷⁾

などの主張を続けた。彼の要求は、政治改革に取り組む事、將軍上洛を実現させ朝廷尊崇の姿勢を示す事であるが、後者は同じ頃薩摩が京都で運動を始めたのと同様、朝廷の権威を以て大名の政治参加を認めさせる（「諸侯と輩下に盟ふて叡慮を奉し」）ことに

つながるものである。そしていずれにおいても特徴的なのは、「公平無私」「幕私を御改革」「徳川氏の私政を御改良」など、「公」「私」という観点から幕府の「私」、幕府中心主義からの転換を要求している点であった。

これ以降、幕府内においても改革の気運がたかまり、

時宜ニ応じ候御変革取之被取行御簡易之御制度質直之土風に復古致し御武威相輝候様⁽⁴⁸⁾

との將軍上意が公示され、以後文久の幕政改革と呼ばれる政策が次々と実行にうつされた。この文久二年から翌年初辺りの諸施策を概観すると、まず人材の面では徳川慶喜の將軍後見職、松平慶永の政事総裁職就任（いずれも大原勅使のもたらした要求を受けて）、また会津藩主松平容保の政務相談（のちに京都守護職）や阿波藩主蜂須賀齊裕の陸軍総裁（ただし一時的）などの藩主級の幕政参画、そして御用取次に就いた大久保忠寛や大目付岡部長常など改革派幕臣の登用が挙げられる。次に儀礼の面で、月次御礼（在府の大名の定例謁見）の減少や一部の祝日登城を廃止し、騎馬での登城御免、煩雑な規定があった衣服の簡素化、そして献上品の制限などが並ぶ。さらに旗本領下より農兵を募り、従来の番方を再編して歩・騎・砲の三兵を擁する本格的な西洋軍制を導入するといった軍事力の改革が行われたのである。⁽⁴⁹⁾このうち儀礼の簡素化は、慶永が「幕私」と批判した將軍「御威光」支配を演出する諸装置で、華美を競う献上品が諸藩の出費をかさませる現状に対する処置であったことが注目される。

そしてその中で、参勤緩和も具体化の動きを見せたのである。七月に入り、慶永側近の中根雪江、および政治顧問の熊本藩士・儒学者の横井小楠が大久保忠寛に対面し、大名の参勤を「述職」に変え、家族の江戸集住と警衛を免除するよう建言した。⁽⁵⁰⁾「述職」とは『書経』にみえる語で、諸侯が天子にまみえ職務について報告するという意味である。これは参勤のより軽い形態という程度の意味というより、後述の発言と併せると、大名にも発言権を認める、参勤とは質的に異なる参向制度を示唆したとも取れる。次いで八月二十七日に横井が岡部に会った際には以下のようなやり取りがあったという。

（横井）創業の思召ニ而非常果斷之御所置ニ無之而ハ中々無覺束篋……當時幕府の力を以御恢復ハ難相適天下の力を以御挽回之

外ハ無之候

(岡部) 天下の人心を治め一致に帰するの事務に手を下す処如何

(横井) 御上洛先務なるべく候

(岡部) ……其次ハ何事なるへき

(横井) 諸侯の困弊を釈き妻子を国へ歸し海軍を被興候ハ、兵力を強くすへき事ニ候

(岡部) 諸侯の參勤を弛め候義ハ是迄も評議有之候得とも未だ事情を得ず候如何之振合ニ相成へき物カ

(横井) 參勤を被止候而ハ重ねての參勤六ヶ敷可相成候へハ述職に被代百日計も在府日々登城国政向等申談候様相成候ハ、公

邊御趣意も眞通可致右ニ付而は妻室も国住居御免ニ相成可申且又無益之戍兵ハ解免可然候…(海軍は)幕府御一手にて相適ひ可申様にも無之諸侯と合体にて可被興義…(貿易についても)諸侯と組合外国へ渡海致候ハ、公平に其道開
らけ可申⁽⁵¹⁾

横井の主張は、改革は「創業の思召」を以て、幕府単体ではなく「天下の力を以御挽回」するべきというもので、そのためにまず上洛して朝廷尊奉の姿勢を明らかにし、參勤を述職に変えることで「公邊御趣意」を伝える機会は残しつつ「無益之戍兵」を無くす、海軍建設も海外交易も諸侯と合同の姿勢を強調する、といったものである。この件を聞いた徳川慶喜は慶永に「大小御目付等ニ而評議之処何れも感服同意之由⁽⁵²⁾」と伝え、繰り返しの入説が功を奏していった様子が分かる。參勤制度を改変することには幕府内から「防州宗祖の遺法」を廢することへの異論も上がったが、大久保と岡部が説得する側に回り、ついに翌閏八月六日緩和の方針が内定⁽⁵⁴⁾、九日に當中審議の結果決定に至った⁽⁵⁵⁾。

そして閏八月十五日、參勤交代緩和の方針が以下のように布告された。

方今宇内之形勢一変いたし候ニ付、外国之交通も御差免ニ相成候ニ付而者、全国の御政事一致之上ならてハ難相立筋ニ候処…上下拳而心力を尽し、御国威御更張被遊度思召ニ候、尤、環海之御国、海軍を不被為興候而者、御国力不相震候ニ付、追々御施行可被成候得共、此義者追而被 仰出ニ而可有之候、右ニ付而者、參勤之年割、在府之日數御緩メ之儀追而可被仰出候、

文久の參勤交代緩和と幕政改革について(梗本)

依而者、常々在国、在邑致シ、領民之撫育者申迄も無之、文を興し武を振ひ、富強之術計厚相心掛、銘々見込之趣も有之候ハ、
無腹臆⁽⁵⁶⁾申立候心得二可罷在旨被 仰出候、

次いで二十二日、全大名の新たな参勤順を定めた一覽を別紙に付け、以下のように布告されたのである。

今度被 仰出之趣茂有之ニ付、参観御暇之割、別紙之通可被成下旨被 仰出候、就而ハ、在府中時々登 城致し、御政務筋之
理非得失を始、存付候儀も有之候ハ、十分被申立、且国郡政治之可否、海陸備禦等之籌策等相伺或ハ可申達、又者諸大名互ニ
談合候様可被致候、尤、右件々、御直ニ御尋も可有之候事、⁽⁵⁷⁾

(布告文の続き及び別紙の内容について次節で触れる)

この両布告では緩和の目的を、五月にあった文久改革開始時の上意の延長線上に立つて、海軍振興を中心とした軍事力・国威伸長、
そのための藩政における富国強兵を促すことに求めている。また横井の「述職」という主張が反映され、意見具申の自由とともに
將軍から「御尋」もあるとされている点に、慶永の「幕私」批判、横井の大名を含めた挙国主義の立場が盛り込まれていることが
感ぜられるのである。

こうしてようやく実現の運びとなった参勤緩和であるが、当初福井藩は戦時体制のための改革論としてこれを提唱した。文久二
年に松平慶永が幕閣入りし実現させる頃には、そこに「幕私」を除くという別の意味合いが付加されていた。そこには、当時勢い
を増していた「公議輿論」思想の影響が見られる。簡単に述べれば「公議輿論」とは、身分の別を超えて「公平無私」に意見が出
され、輿論を代表する有用の意見が採用されるようになるべきだといったもので、言路洞開・人材登用、あるいは既存の幕府中心
主義的政治秩序に対する批判観念として登場したものである。⁽⁵⁸⁾そして特に、松平慶永と参勤緩和論に対しては、横井小楠が説く「公
共」という理念の強い影響が見られる。横井は熊本藩の儒学者で、藩の儒学主流や政治に批判的であったが、福井藩から注目され
顧問の立場で招聘された。⁽⁵⁹⁾その思想は多岐にわたるが、参勤交代に係わる範囲でかいつまんで述べる。⁽⁶⁰⁾

横井は、その学問上の姿勢においては、学問のための学問・学問の党争化を批判し、身分の別なく自由に意見をたたかわせるこ

とで人心をまとめあげるものとして「講学」の姿勢を重視した。理想の学校について、

重き大夫の身を云ふべからず、年老ひ身の衰たるを云べからず、有司職務の繁多を云べからず、武人不文の暗を云べからず、上は君公を始として大夫士の子弟に至る迄暇あれば打まじわりて学を講じ、或は人々身心の病痛を儆戒し、或は当時の人情政事の得失を討論し、或は異端邪説詞章記誦の非を弁明し、或は読書会業経史の義を講習し、徳義を養い知識を明にするを本意にいたし、朝廷の講学と元より二途にて無之候。⁽⁶¹⁾

と説き、ある時は、

今日之大急務の御処置、天下人才之悉名顕候者総て江戸に被召寄、天下之政事当今之急務御誠心を御打明し、老公を初め諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘れて御講習被成候へば天下の人言を求め天下之人心を通じ天下之利病得失を得候事は此一挙に有之候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共、遂には一本之大道に帰し可申候。是則舜之開四門開達四聰にして天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無之候。⁽⁶²⁾

と述べており、学問姿勢の理想の中に、身分の別なく有益な意見を出し合うという政治的理想を投影し、一体的に把握しているさまが表れている。

また対外問題に対しては、「無道」の国に対してはともかく、「有道」の国に対しては交流してもよいとして、

凡我國の外夷に処するの国是たるや、有道の国は通信を許し無道の国は拒絶するの二ツ也。有道無道を分たず一切拒絶するは天地公共の実理に暗して、遂に信義を万国に失ふに至るもの必然の理也。⁽⁶³⁾

という立場を示している。

そしてこれらの公平性を「交易」という概念で一体的に包み、福井藩の国是に採用された献策書「国是三論」においては、

通商交易の事は近年外国より申立てたる故俗人は是より始りたる如く心得れども決して左にあらず。素より外国との通商は交易の大なるものなれ共其道は天地間固有の定理にして、彼人を治る者は人に食はれ人を食ふ者は人に治らるゝといへるも則交易

の道にて、政事といへるも別事ならず民を養ふが本体にして、六府を修め三事を治る事も皆交易に外ならず。……堯舜の天下を治るも此他に出でず⁽⁶⁴⁾

と述べているのである。

このように、様々な場面で公平性を重んじる論を展開する横井にとつて、参勤交代制は幕府にとつての「私」の最たる悪弊であり、全く天下国家の「公共」のためのものでないという、痛烈なる批判の対象となるのである。すなわち「国是三論」においては、

当今忌憚を犯して論ずる時は幕府の諸侯を待つ国初の制度其兵力を殺ん事を欲するによりて参勤交代を初大小に随て造営の功・両山其他の火防・関門の守衛且近年に至つては辺警の防守等最勞役を極めて各国の疲弊民庶に被る事を顧ず、又金銀貨幣の事より諸般の制度天下に布告施行する所覇府の権柄により徳川御一家の便利私営にして絶て天下を安んじ庶民を子とするの政教あることなし。……鎖国の制割扼自全に安んずる習俗なればこそ幸にして禍乱敗亡には至らざれ共、方今万国の形勢丕変して各大に治教を開き……政教悉く倫理によつて生民の為にするに急ならざるはなし、殆三代の治教に符合するに至る。如此諸国来て日本の鎖論を開くに公共の道を以てする時は日本猶鎖国の旧見を執り私営の政を務めて交易の理を知り得ずんば愚といはずして何ぞや。⁽⁶⁵⁾

このように表される。ここで横井は、参勤交代をはじめとする諸制度を、真に統治者として被治者に処する政治としてではなく、徳川家の体制を維持することが目的の「覇府の権柄」「私営」であると批判している。これに対して、単に通商貿易の意味にとどまらない「民を養ふ」政治を「交易の道」と称する道理に適つた理想的態度と定義し、鎖国政策や種々の幕府中心主義をまとめて「旧見」「私営の政」と見なし、「交易の理」に基づいた「公共の道」に則した政治を理想として対置する。その上で文久二年、当面幕府の取るべき方策として横井は「国是七条」を献策し、その中に「公共之政」実現のための諸方策の一つとして、参勤緩和を示したのである。

大將軍上洛謝列世之無礼。止諸侯参勤為述職。帰諸侯室家。不限外藩譜代撰賢為政官。大開言路、与天下為公共之政。興海軍強兵威。

止相对交易、為官交易。⁽⁶⁶⁾

慶永の文久期における「幕私」批判は、それまでの彼の幕政批判に加えて、こうした横井の教えがさらに反映されたものと考えられるのである。

参勤緩和はなぜ実現に至ったのか。そのきっかけは外国との接触がもたらした国内の防衛体制不備への不満・問題意識であり、軍事改革を促すための負担軽減の一環として案出されたものであった。そこに、慶永や横井の論調、文久の幕政改革における他の政策を合わせると、一連の政治改革としての構想は何であったのかと問う事ができるだろう。例えば、原口清は文久期の国政の最高課題として、開鎖をめぐる世論が紛糾し朝幕は対立し幕府支配に動搖を来たした安政以前の状態から、政令統一の状態に立ち直るため、国内の意思統一、すなわち「国是」の確立が望まれる状況であったと定義し、それをめぐる角逐として当時の諸政治運動を定義した。⁽⁶⁷⁾これを参考に考えれば、参勤緩和とは、それを行うことで直接には諸藩の負担が軽減されるという効果とともに、幕府の「私」政治から脱却し、国内政治の統合を高め「公共」を政治の中軸にすることを、体制再編の核にしようとする戦略における、「国是」確立のための重要な一部分だったのではないだろうか。

なお、ここまで考えると、後年の公議政体論との関係性への考察として、議會政治論をも視野に入れての布石だったのではないかという疑問につながる。慶永の関係史料には『虎豹変革備考』という一編がある。

徳川御一家之儀者、於関東精誠尽衆議、施行当然之事二候得共、天下至重至大之事件、万人之生活ニも可関係事者、一々

天朝江御伺、経奏聞待

叡慮御取行可相成事。但天下至重之大事件と申ハ、指当り開鎖之義坏之事……親藩外藩之差別なく、世尔有名之諸侯を挙用して、これを幕府の上ル登せて、天下公共之論を下院ニとりて、又公共之論を議して、幕府より

朝廷江御伺可有之事。……天下公共之論を議してこれを用るには、ハルリモ巴力門、コンモンス高門士則上院下院之拳なくんハあるへからず。

……従 朝廷天下の政事を 幕府尔委任し、委任之 朝命を奉して古来之制度を改むるなときハ、幕府之罪尤重し。こ、

文久の参勤交代緩和と幕政改革について(榎本)

を以天下之公共之論を求むる、巴力門高門士之拳なくんハあるへからざる也。⁽⁶⁸⁾

これには、有能な人士を上下議院に集め、重要政策を議すること、「天下之公共之論」を政治に反映させる案が論じられている。また、横井も慶応三年（一八六七）、大政奉還を受けて

一大変革の御時節なれば議事院被建候筋尤至当也。上院は公武御一席、下院は広く天下の人才御挙用。⁽⁶⁹⁾

と唱えている。これを読むと、参勤緩和で將軍と大名の關係性を改めた先に、將軍と諸大名による會議政治、という道筋を想像することができるが、さすがに文久二年の時点においては幕政改革が緒に就いたばかりであって、今後の先行き予断を許さず、一足飛びに過ぎる連想となろう。しかしながら、参勤緩和によつて相対的に大名の政治的地位を上げること、天下の政治に大名を通じた諸藩の政治意思を反映させること、両者の間には結びつき得る親和性があったことは認められる。

九月十五日、参勤緩和の布告を受けて多くの大名が退府するその直前、定例の登城謁見が行われた後、吹上の庭に大名らが招かれ酒宴が催された。米沢藩主上杉斉憲の行動を記した家譜によると、

御礼畢テ吹上御庭拜見ノ命アリ……滝見ノ御茶屋ニ於テ諸侯一同御溜リアリ 將軍紅葉ノ御茶屋へ出御同所ニ於テ御酒宴アリ

松平春嶽其他老中□ヲ取ル 將軍手カラ箱館縮一端ツツヲ領^{わかち}テ下物トナス 苑中ニ逍遙シテ歎笑ヲ極ム 此ノ如キハ未曾有ラサル所ト云フ⁽⁷⁰⁾

〔□＝西へんに歹、読みは「はん」〕

登城儀礼の後で、將軍を囲み老中が酌をして歓談した一件を「未曾有」のことだと伝えている。いかめしく服従の拝礼を演出するそれまでの参勤儀礼とは確かに隔絶した光景である。今後は以前ほど大名を江戸につなぎとめておけなくなるというこの時に、あたかも「將軍の園遊会」とでも呼ぶべき場が設けられたのは、一種の政治的演出に思える。久住真也は、この時期の將軍家茂に見られる特徴として、それまで神秘的な存在として、厳かな權威性に包まれて人々の目の前には姿を現さない存在として扱われてきた徳川將軍が、この頃急に「見える」存在として姿を見せるようになったと指摘している。⁽⁷¹⁾ この酒宴もその演出の一環と考えれば、

参勤緩和による將軍―大名関係の変化の到来を感じさせる、象徴的な出来事として解し得るのである。

こうして実現した参勤緩和だが、冒頭で述べた通り、後の評価はネガティブなものとなった。その原因として、文久の幕政改革が中途半端な形で収束したことが考えられる。

文久三年（一八六三）三月、徳川家茂は寛永以来二百余年ぶりの將軍上洛の途に就く。しかし当時の朝廷は、攘夷を藩論に掲げた長州藩などの周旋によって攘夷派が主流となっていた。彼らは朝主幕従の政治体制転換を目指して幕府側に様々な圧迫を仕掛け、これによって、当初の目的である朝廷を開国に同意させ、政令二途を收拾する試みは全く外れてしまう。天皇からは將軍は攘夷に出精するように、また国事については諸藩に直接沙汰する事もあるとの勅書が下され、また攘夷実行の期日を約束させられるなど、幕府に取って苦しい上洛行となったのである。⁽⁷²⁾

政事総裁職松平慶永は、攘夷の意向を翻させ公武一和を達成することは非常に困難とみるや、自らの路線は立ち往生の体となったことを判断し、総裁職を辞職、自身は福井へ帰還した。参勤緩和の旗振り役が幕政から去ったことで、その後の幕政とそれまでの参勤緩和を含めた改革政治の連続性が見えなくなってしまったのである。幕府の権威が低下の一途を食い止め得ない中、緩和められた参勤制度だけ残ったことが、この政策の消極評価を呼ぶことになったのではないかと考えられるのである。このことは次節以降で、緩和された参勤交代が実際にはどのように機能していったかと併せて検討していきたい。

三 参勤緩和期の大名

この節では、緩和成立後の大名参勤の実態について検討する。前節で挙げた文久二年閏八月二十二日の布告および「別紙」によると、御三家・溜間詰大名は三年のうち一年、その他の大名は三年のうち約百日在府することとなった（若干の例外あり）。すなわち多くの大名は一年目の春・夏・秋・冬、二年目の春・夏・秋・冬、三年目の春・夏・秋・冬と十二期に区切られたうちのいずれ

か一期に配分され、その間のみ在府すればよいこととなったのである。逆に必要な場合は大名やその嫡子が参府するのは自由とされた。定府大名については願により御暇が下される。また妻子の帰国は勝手次第、江戸屋敷の家来は「旅宿、陣屋等之心得」で省減に努めることとされた。さらに年始など一部の重要儀礼以外における献上・贈答品の慣習は全て廃止となった。

これに前後して大名の火消役は廃止され（江戸の消防は近所火消と町火消が主体となる）、門番役も大名担当の箇所は減り、その分を新設の幕府陸軍が代わるようになった。⁽⁷⁴⁾ 総じて江戸における大名の負担は、主に自身や随員等の旅費・滞在費を中心に大きく軽減されることとなったのである。

ここで軍事力の面から付け加えると、桜田門外の変後、幕府は本格的に軍制改革を進め、番方と呼ばれる既存の常備兵力の改編や、農兵取立による銃卒主体の洋式陸軍を設立していった。幕府としては諸藩の軍勢にもこうした軍事改革を期待するとともに、江戸時代を通じて実際に発動される機会は無かった大名軍役令を、時代に合わせた内容に改定したい考えがあったといふ。⁽⁷⁵⁾ また海軍については、参勤緩和令の中でも海軍振興について触れていたが、引き続き軍艦の購入を続け拡充の計画を進める一方、幕府内では、

このほど諸大名参勤の期、御緩め相成り、また諸献上物等差し止め仰せ渡され候は、もつぱら富国強兵の御主意を以て全国の守衛を修めさせらるる義と存じ奉り候につき、この上はすみやかに海軍御建興の御仕法仰せ出され、諸大名各々その分限に
 応じ、年々海軍兵賦差しださせ……皇国封建の御制度に於ては諸大名へ海軍御分托これあり候事当然の様これあり候へども、
 左候てはこの上なき御失策⁽⁷⁶⁾

と「兵賦」すなわち資金や人員を徴収し、幕府の下で統一海軍を編制する意見があった。しかしこれは、勝海舟によつて、急速に大艦隊を編成しようとしても肝心の人員が確保できないと計画のずさんさが指摘され、沙汰止みとなった。これは海舟と慶永らによつて、相変わらず諸藩からの徴収に頼らうとする幕府中心主義的な態度から抜け出せていない計画が批判の対象となったものだという見方がある。⁽⁷⁷⁾

大名は負担軽減によつて浮いた力を、軍備を中心とした藩政改革に充てることとされていたから、各地で文久改革に倣った藩政

改革が行われた。例えば広島藩では十月に入って藩士の服制や役職の改正が、米沢藩では十一月十五日に新たな儉約と藩内儀礼の簡素化、そして銃隊編制に関する改革令が告示された。⁽⁷⁹⁾ いずれもその布告文中には、幕政改革に準拠してこの度の改革を行うという一節が盛り込まれている。

次に、大名妻子の帰国について取り上げるが、その前に、幕府で大名の参府退府などに関して一括で記録した史料は管見の限り見当たらない。『統徳川実紀』⁽⁸⁰⁾にも全て記されていないので、網羅性のある史料として『維新史料綱要』⁽⁸¹⁾を用い、利用できる藩史・家譜類があれば裏付けを取りながら、可能な限り見ていくものであることを予めお断りする。さて大名の家族についてであるが、祖父母や娘などの記事も多々見られるが、ひとまず大名の妻に限定して【表一】にまとめた。この例では文久二年冬から翌文久三年の春頃までにかけて退府が集中している。その他の家族の帰藩記事についてもやはりこの時期に集中していることから、各藩ともこの頃に随時帰藩させていったものと考えてよいだろう。

大挙して大名一家・家臣らが帰藩したため街道が混雑し、徴発される街道筋の人足が疲弊しているとして、御供の人数など配慮するように、またこの度限り関所での複雑な手続きを簡易なものとするとの命令が出されている事も、この事を裏付けている。⁽⁸²⁾薩摩藩を例に挙げると、こちらでも江戸屋敷にいた前藩主斉彬の娘など女性たちが帰藩することになった。文久二年十二月、旅の途中の京都から国元に送られた書簡では、姫君方は島津家の縁戚である近衛家に参殿し、祇園を観光するなど、自由な旅を楽しんだようだ。⁽⁸³⁾しかし別の書簡では、兵庫から蒸気船に乗せる予定だったが、船での移動に難色を示すので説得を諦め（淀川下りも難儀したほどだった）中国路を行くことにしたなどと綴られている。⁽⁸⁴⁾翌年四月には残っていた他の女性も江戸を立立、江戸詰の家臣も十分の一に削減し大いに経費削減となった、また他藩も多くの家族の帰藩を済ませた、などと伝えている。⁽⁸⁵⁾

続いて、改革の主目的である、新たな基準に則った参勤交代の実態について【表二】にまとめた。まずは文久二年九月二十八日、二十六人の藩主が一度に退府御礼のお目見えを行っているが、参勤期の変更によって在府する必要のなくなった大名たちと思われる。同じ理由での退府と思われる例が翌年四月まで随時見られる。

十一月五日に鳥取藩主池田慶徳が参府する。鳥取の参府期はこの年秋期で、参府が遅いが、これは閏八月に参勤期が発表されてから急遽対応したためと解することができる。その後の状況を見ていくに、対応していない例が文久三年七月頃に集中している他は、新たな参勤割に沿った参府・帰藩が複数例あり、多少前後している例も、概ね新基準に対応している。文久二年閏八月に制定された新たな参勤制度は、実際に効力を有する規範と見なされていたと認められるだろう。

とはいえ、それはあくまで、新参勤制度が制度として公式に成立してはいいた事のみを示すものである。完全に成功していたまでは到底認められない。まず大名の人数がこれでは少ない。針谷によれば「これに従うと在府している大名は、在府大名を除き常に二〇家強になる⁽⁸⁶⁾」とのことだが、それならばもっと多くの大名の名が挙がってもよいはずである。考えられるのは、まず『維新史料綱要』が全ての大名の移動を余さず記録しているか分からない。次に、將軍徳川家茂は文久三年二月〜六月、また十二月末から元治元年（一八六四）五月の間上京のため江戸を不在にしていたが、その際には多くの大名が將軍に随従して上京しているのである。そして、朝廷による大名召喚や、治安の悪化による諸藩兵の臨時動員によって、大名のスケジュールが狂わされた事も影響していると思われる。この頃、幕府の求心力低下と反比例するかのようになり、朝廷が直接各藩に攘夷方針の策定に協力させたり、京都への立ち寄り・京都の警衛を命じたりといった事例が相次いでいる。また、幕府も幕府で、ますます諸藩兵を警衛に駆り出すようになっていくのである。こうした事例について以下いくつか取り上げたい。

幕末、開鎖をめぐる幕府と対立した朝廷は、安政年間にも幕府を飛び越して直接勅命を水戸藩に送る（いわゆる戊午の密勅）などの事件があったが、長州の攘夷方針決定・攘夷派志士の京都での活動激化や、その影響を受けた公家の朝廷内での浮上などにより、朝廷から直接諸藩に攘夷を働きかける動きが目立ってきた。

岡藩主中川久昭は文久二年四月就封のため江戸から帰藩の途に就いたが、途中伏見で、岡藩を脱藩し京都で活動していた小河一敏ら藩内外の攘夷派藩士に滞京を求められたが、これを退けて帰藩した。九月、藩は帰藩していた小河らを謹慎等の処分⁽⁸⁷⁾に付した。その後参勤緩和を受けて久昭の参勤期が文久二年秋期となったため、再び参府しようと十月十四日国元を出立したのだが、途中、

小河の活動には朝廷から感状が下されていたにもかかわらず彼らに処分を下したとして、志士たちから違勅問罪の議を起こされた。久昭は十一月八日議奏中山忠能に謝罪書を提出、十一日に江戸へ急使を送り参府遅延を申請し、十四日入京し謝罪の態度を取った。幕府は結局、十二月十二日久昭の参勤を免除した⁽⁸⁸⁾。

広島藩主浅野茂長は文久三年春期が新たな参勤期であった。茂長は参府前に、攘夷のために周旋するようにとの内勅を受け取り、文久二年十月二十五日に広島を発駕して十一月八日京都に立ち寄り、十一日に参内した。広島藩には武家伝奏から、

今般以勅使攘夷之事被仰出候ニ付テハ諸蛮へ漏聞難計帝都非常之御備無之候テハ御不安心之儀ニ付御備之儀関東へ被仰出候右等之御時節幸通行ニ付暫滞在京師警衛可有之様被遊度思召候事⁽⁸⁹⁾

と、朝廷が攘夷方針に決した事が外夷に知られては京都の防衛に不安を生じるため、しばらく滞在し警衛に従事するようにとの勅旨が下され、茂長は浅野豊後の一隊を滞京警衛に残す事で応じた。そして十四日に出京し、二十九日に江戸参府、十二月三日老中松平信篤に内勅に基づいて攘夷を建白したのである。他にも鳥取藩主池田慶徳・福岡藩主黒田齊溥も同じように参府途中京都に一時滞在し、江戸に京都の方針を伝えるよう要求されている。また、久留米藩主有馬慶頼は江戸からの帰藩途中、十月十三日に京都を警衛するよう命じられている。

さらに文久三年二月から六月にかけての將軍上洛では、米沢藩主上杉斉憲、久保田藩主佐竹義堯などの藩主が供奉し、また同時に多数の藩主が京都に出入した。孝明天皇は將軍や在京の藩主を引き連れて上賀茂・下鴨神社に行幸するなど、攘夷の態度と天皇優位の上下関係が誇示された。

次いで文久三年三月二十八日、十萬石以上の藩は一萬石につき一人を衛兵として朝廷に供出するという親兵の制度が設けられ、これは九月十日に廃止されるまで続いた。次いで四月十七日、十萬石以下の大名は十年に一度参内拝謁するという朝覲の制度、また十萬石以上の藩は原則三ヶ月交代で御所付近の警衛を行うという制度も設けられた。これらは江戸への参勤とは別に行わなければならない、新たな負担である。その後、京都以西の大名は江戸への参勤の行き帰りに入京参内し、東国の大名も一度は参内を済

ませようと京都に向かうようになっていった。三ヶ月交代警衛は原則として春夏秋冬毎に三藩ずつ、こちらは藩主が兵員を引き連れて入京しなければならぬ原則で、慶応三年（一八六七）末まで続けられた。【表3】にその実態をまとめたが、これを見ると、一旦決定後取り消し・他藩が指名されたり、世子や家老などが代理を務めるケースが度々あり、交代の藩が到着せず引き留められて四ヶ月以上従事したり、複数回の召命を受けたりする藩もあった。

米沢藩では、文久三年の將軍上洛が決まると、藩主上杉斉憲はかつて上洛供奉を務めた家格である事や公武一和実現への支持のため、今回の上洛への供奉を申し出た。文久三年二月十日、將軍より一ヶ月早く八百人（その後五百人を追加）を引き連れて入京すると、京都警衛を割り当てられ、そのまま四月～六月の三ヶ月交代警衛に任命される。それを終えた所で、藩で身柄を預かっていた姉小路公知暗殺事件の容疑者を脱走させてしまう事案が発生、退京を延期することになり、そのため八月十八日、会津・薩摩藩が中心となって長州藩を京都から追放する政変においても御所の警衛に出動した。結局、九月二十三日になってようやく帰藩の途に就くことができたが、途中江戸まで戻って来た所で、江戸に留まるよう幕府からの要請を受け、さすがに負担に耐えられないとこれを振り切って帰藩したのである。⁽⁹³⁾

徳川家当主が天皇から征夷大將軍という号を与えられることで支配の正当性を示し、それを以て諸藩を統制し政権を維持してきた幕府からすれば、⁽⁹⁴⁾その統制を経ずして、大名が直接天皇に奉仕するこれらの事態は、まさに伝統的な秩序の崩壊である。將軍への軍事的奉仕であった参勤交代の頻度が下げられた後に天皇への軍事的奉仕が増加するというのは、大名を封建的に統制する権限が將軍から天皇に部分的に付け替えられたとでもいべきありさまであった。そして、大名からの臣従を朝幕で取り合うさまは、前節で見てきた、松平慶永政事総裁職の下で講じられた、大名の位置づけ見直しの動きからの後退でもある。文久三年四月三日、親兵の統率を掌る京都御守衛御用掛に任じられた三条実美は、將軍後見職として上洛していた徳川慶喜に対し「諸大名の参勤は、京師江戸折半に遊ばされ度の叡旨なり」と伝えた。⁽⁹⁵⁾京都に大名を集めることを三条は「参勤」と表現し、それを朝幕で折半というのは、まさしく大名の奪い合いであった。

一方、幕府も大名の動員を増やしていく。文久二年八月二十一日、江戸から鹿児島への帰途に就いた島津久光の一行が、途中神奈川生麦の地で遭遇したイギリス人を殺傷する、いわゆる生麦事件を起こした。補償を要求するイギリス側と日本側の交渉は難航し、折しも將軍上京中で江戸は手薄な状態にあった。文久三年三月五日・六日、在府の旗本・大名に対し、交渉が不調に終われば兵端が開かれる可能性があるとして、江戸の海岸沿いに持ち場を割り振って配置に就かせる幕令が出された。⁹⁶ さらに八日には次のような幕令も出された。

神奈川表へ英国軍艦渡来の義二付、此程相達候趣も有之候処、先般被 仰出も有之候に付、追々家来共国邑へ遣し、且家族等差遣候二付而者、家来人少二而、非常之節可差出人数無之段、届出候向も有之候得共、当節之場合殊ニ 御留主中之義、旁御手薄二而者難被差置、尤、御変革被 仰出間合も無之、当時人少之趣者無執事ニ候得共、一分之備人数も無之与申義者、甚不都合之次第二付、当地人少之面々者、在所表より相応之人數呼下し、非常之節者、人数多少二不拘御警衛可被相心得候⁽⁹⁷⁾

布告文自体が認めているように、將軍留守で手薄であるとは言え、一旦国元に返した家来を呼び戻せとは、文久改革のねらいを早くも打ち消してしまいかねない措置である。

【表4】に一例として、文久三年三月から八月前半にかけて江戸非常警衛に動員された藩をまとめた。この警衛は、藩主自身が在府しておらずとも藩兵を抛出すればよいものだったようである（もちろん藩主が在府している藩も相当含まれると思われる）。しかしながら、参勤緩和が大名の負担軽減を目的としていることに留意し、大名の召喚の有無にかかわらず広く藩に対する課役全体について目を向けて考えれば、これも本来の趣旨にもとる状況である。一覧すると、緊急動員のし易さから、さすがに東国の譜代大名が主体となっているものの、そうではない大名もそれなりに含まれている。手当たりしだい動員できるものを急遽集めたかのような感がある。

そしてこれを皮切りに、江戸と京坂地域にはそれまでの海防役に増して、多くの大名家が入れ替わり立ち替わり任命され動員される同様の状況が続くのである。対外危機としては、この時の対英緊張に続き、報復のため鹿児島が襲撃された薩英戦争、長州藩

の攘夷行動に対する報復として列強四ヶ国の攻撃を受けた元治元年（一八六四）の下関戦争、慶応元年（一八六五）には幕府が結んだ安政の五ヶ国条約と兵庫開港の約束に天皇が勅許を出すよう圧力をかけるため、兵庫沖に英仏蘭の艦隊が押し寄せ圧力をかける事件も起きたのである。

そしてさらに、幕府は諸藩の兵力に頼らなければならない事情があった。浪士による治安の悪化である。この頃には、文久三年の天誅組の変・生野の変、翌元治元年の天狗党の乱など、尊王攘夷を掲げる浪士による挙兵事件が相次いだ。また政治に不満を持つ浪士たちが全国各地で同志を募るなど活動の輪を広げていたことが、足元の治安を不確かなものにしていった。幕府は海防のためのみならず、府中見回りなど江戸の街の警備や、また京都につながる街道筋にも諸藩兵を動員した。

宇都宮藩は、水戸天狗党を中核に各地の浪士が集まった集団が拳兵、日光目指して進撃してきたため、幕命を受けて文久三年から約一年の間、日光や鹿沼などに藩兵を展開させた。⁽⁹⁸⁾その他関東の諸藩兵が召集され、筑波山など各地で戦闘になった。またこうした状況下で、藩によっては複数の任務を立て続けに与えられ疲弊を重ねることになった。二本松藩は文久三年以来切れ目なく、江戸市中警衛、京都への親兵供出に加え、二度にわたる藩主自ら統率の京都三ヶ月警衛をこなし、加えて天狗党の乱に対する出兵など、常にどこかへ兵を出しながら、上総国富津台場への配備も並行して続けていたのである。⁽⁹⁹⁾そうして、こうした軍事動員のうち最大のものが、二度にわたる長州征伐であった。

なお、上記のような非常警衛・出兵の増加は、従来の海防役も依然継続されていた上でのものである。一例として兵庫から堺までの大坂湾警衛に従事した藩名を【表5】にまとめた。同様の交代警衛は、京都、神奈川、江戸湾・台場、江戸府中などでも行われている。

参勤緩和の実態はいかなるものだったのか。ここまで見てきたところ、それはひとまず、松平慶永ら文久改革推進派が策定した形で実現した。文久二・三年にかけて諸家の大名妻子家族は帰藩し、江戸屋敷の人員削減も行われ、期間が緩和された新たな参勤交代が行われた。

しかしながら、新制度は同時期に発生した非常状況によって、その効果を相殺されている。京都をめぐる政局絡みの警衛増加、対外的な兵力配備、そして急速な攘夷を訴える浪士らの活動などにより、大名を休ませる余裕はほとんどなく、半ば場当たりのに見える諸藩の動員が常態化した。政策立案者たちが当初企図したような、余裕の確保や、政治的安定につながるような展開は、どう見ても実現していないのである。

四 参勤交代復旧令の波紋と参勤交代制の終焉

そんな中、元治元年九月一日、前ぶれもなく出された一つの幕令が、新たな波紋を呼ぶことになる。

万石以上、以下之面々并交替寄合、嫡子在国、在邑、且妻子国邑江引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、銘々国邑江引取候面々も有之候処、此度御進発も被遊候二付而者、深き思召も被為在候二付、前々之通相心得、当地江呼寄候様可致旨被仰出候、一万石以上之面々并交替寄合参勤之制、御猶予被成下候旨、去々戌被仰出候処、深き思召も被為在候間、向後者前々御定之割合ニ相心得、参勤交代可有之旨被仰出候⁽¹⁰⁾

大名妻子を再度江戸に集住させる事、そして参勤交代制の改革以前の制度に復する事（以下「参勤復旧」とする）とされたのである。なぜこの時に参勤復旧なのか、背景には幕府の状況の変化が考えられる。天皇をめぐる政治上のかけひきは、文久三年途中までは、公家の一部や浪士に長州藩を加えた尊王攘夷論が京都を席卷していたが、廷臣の独走や行き過ぎた攘夷の主張、幕藩秩序の破壊に違和感を覚えた孝明天皇の支持を受けた薩摩藩などによる長州勢の京都追放（八月十八日の政変）によって、長州は京都における地位を失った。次いで時局収拾の期待を受けて、將軍徳川家茂は再び上洛し、徳川慶喜・松平容保・松平慶永・山内豊信・伊達宗城・島津久光が朝廷から参預に任じられた（参預会議）が、意見統一がままならず元治元年三月までに短期間で参預制度は崩壊した。幕府は朝廷から大政委任を取り付け、攘夷派の横行も、雄藩の介入も抑えた形での公武合体という一応の時局収拾を遂げ

たのである。⁽¹⁰⁾そして失地回復を目指して入京を狙った長州軍が薩摩・会津を中心とした諸藩兵に撃退される禁門の変を受けて、第一次長州征伐が企画されることになった。これに先立ち、幕府は京都警衛の指揮権を朝廷が勝手に下さず幕府専管とする事、⁽¹¹⁾大名の京都出入は禁裏守衛総督・京都守護職・京都所司代・京都町奉行に届け出る事とするなど、⁽¹²⁾散逸していた統制権の回収を図っている。

参勤復旧について、青山忠正は、この長州攻撃の前に諸侯の向背を問い、大名への統制手段を確保しておく必要があったものの見方を示している。⁽¹³⁾また久住真也は、幕府の一方的支配を譲歩する形で体制再編を図った文久改革の理念自体に反発する「幕府復古主義」による反改革の動きが進んでいた点を指摘している。⁽¹⁴⁾戦争の前に従来の人質を復活させ、参勤交代を中心とした大名支配の回復を図ったものとみることができさるだろう。

この参勤復旧は事前にその動きが知られておらず、唐突な発令だったようである。また幕府内部でも一致した意見だったとは言えないようで、在京の会津藩・薩摩藩・薩摩藩士も、突然の発令に接し困惑している。⁽¹⁵⁾

様子見の動きも広まった。薩摩藩江戸藩邸では、諸藩の留守居や江戸城に勤める坊主などに聞き込みし、どれほどの藩が幕令通りに再び大名家族を江戸に送ったか調査している。⁽¹⁶⁾また福井藩には三田・松江・高鍋藩から、どのように対応すべきか、今回の動きについて知っている事があつたら教えて欲しいという訴えが寄せられている。⁽¹⁷⁾

正面から復旧を思いとどまるよう求める建白も出された。熊本藩は元治元年十一月十四日、以下のように書き送った。

此節之 御趣意万一者御変革より御政権軽く相成依之御旧復被遊候ハ、御政権相立列藩畏服可仕との輿論茂可有之歟然処近年天下之形勢右様御変革無之候ハ、諸侯因循之弊を重ね弥困窮ニ陥……乍恐變易之道を被為得候 御明晰と天下奉感服たる儀ニ候得者是よりして御政権軽く相成候儀者決而有之間敷天下之服不服者人心を被為得候と不被為得候と二有之参府人質等之御旧法に而今日列藩畏服仕候儀者決而無之儀と奉存候是迄御変革之御仁政ニ依而列藩人心帰向仕居候処今俄ニ御旧復を以人心帰向之路を御塞キ被遊候御事乍恐 幕府之御為深奉痛惜候加之当春 御上洛万事 御委任被為蒙 仰稜々御伺取之内ニ茂御国家之大事

件者御奏 聞之上可被 仰出との旨奉敬承候処此節之儀者天下人心之向背実ニ大事件と奉存候得共乍恐御奏 聞被遊猶列藩之
公論を茂被 聴召上度⁽⁹⁾

參勤緩和が徳川政権を軽いものにしたとの考えから復旧に転じたのかも知れないが、天下が歓迎した改革を俄かに旧に復するのは人心が離れるものである、天皇から大政委任を受けたとはいえ、天下の向背に関わるこのような大事は、上奏し列藩の公論を聴いて決すべし、と訴えている。

また加賀藩でも慶応元年四月二十五日建白書を提出した。

諸大名参觀等復故之儀も、深き思召被為在被仰出候御儀には可有御座候得共、時勢柄御洞察被遊、御英断を以近年御変革被仰出候処、不年に復故と相成候而は、思召も貫徹不仕、諸藩居合方も如何可有御座哉。人心之向背に係り候儀に而、御為御大切之儀と奉存候。一旦被仰出候上には御座候得共、猶又御熟慮被為在度儀と奉存候⁽¹⁰⁾

先の英断を俄かに撤回しては人心の向背に関わるとしている。これらには、いずれも幕府より明確な回答は与えられなかったようである。

薩摩藩は京都入りしていた小松清廉・大久保利通が、関白二条斉敬や朝彦親王など朝廷筋に入説して、復旧を阻止しようとする工作に打って出た⁽¹¹⁾。参勤緩和は元々、元治元年一月二十七日の勅書において、

幕府断然朕カ意ヲ拡充シ十余世ノ旧典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ参勤を弛メ妻子ヲ国ニ帰シ各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝え内ニハ諸役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減シ大ニ砲艦ノ備ヲ設ク⁽¹²⁾

と肯定されていた経緯があり、それを覆すのは天皇の意思をないがしろにするものという批判が成り立つ。これを受けて慶応元年三月十四日、上京していた老中松平宗秀に対し、

大樹上洛之儀老中兩人へ御沙汰有之候通外夷之大患長防処置之重典危急之世体皇国治乱之堺別而被惱宸襟候将今般毛利大膳父子出府実美以下呼下之命有之不穩之勢此上相当之所置ヲ失ヒ變動ヲ醸候テハ内外不可救之勢顯然ニ付暫閣諸大名参勤妻子出府

文久の参勤交代緩和と幕政改革について(榎本)

之儀ニ於テハ昨春褒勅之次第モ有之候間去文久二年之令ニ復シ猶其末大樹上洛之上結局永世不朽之國是熟評被開食度候⁽¹³⁾

と、參勤緩和を継続することともに再び將軍が上洛し「永世不朽之國是熟評」するよう求める勅旨が下された。將軍徳川家茂は第二次長州征伐のためとしてこの年閏五月上洛したが、參勤緩和に関しては、

諸大名參勤交代之儀ニ付委細御沙汰之趣奉畏候然処当節長州所置之折柄ニ候得ハ何分即御答申兼候間暫之内御猶予之儀相願置候事⁽¹⁴⁾

とうやむやな回答で応じた。しかしその後、長州と対峙する状態下にある西国の大名の負担を考慮してか、慶応元年四月と、第二次長州征伐に踏み切る直前の翌慶応二年（一八六六）四月の二度、中国・四国・九州の大名の參勤を暫く猶予するとの幕令を発している。⁽¹⁵⁾

その後、參勤交代制度に関する政治的な動きは見えなくなる。おそらく、長州攻撃をめぐる政治的緊張など、政治秩序そのものがさらなる激動に揺るがされ、そもそも幕藩体制自体が改廢の俎上に上っていく時代の中で、この問題が政治的な焦点として議題になるようなものではなくなっていたのではないだろうか。結局、參勤復旧が再度覆されるような事はなかった。參勤復旧に対しては、

當時諸有司の議専ら幕府の御威光を立てんとする一方に傾き其争ふ所甚小にして國家百年の大計を立てることに及はれざり……人心の幕府を疑ふ事となりしハ其原因二三に止まらざるへけれど近世の事によりて申さは諸侯の參勤及武家の衣服に係る制度の如き革新ありし當時大に人心に適ひしを数年ならずして更に旧制に復せられし故大に失望して幕府の政を百時斯の如くなりとするに外ならざるへし⁽¹⁶⁾

と、幕政支配が再び「御威光」頼みになり、そのことで却って人心が幕府から離れていったという厳しい評価が残ったのである。

この參勤復旧であるが、參勤交代に関する先行研究では、その事実について簡単に触れるだけで、実際にどのような状況であったのかについての考察は見受けられない。そのため、ほとんど応じる大名のないままに參勤交代制度が雲散霧消して幕を閉じたか

のごとき印象を受けるのだが、実態はいかなるものであったのだろうか。

まず妻子家族の江戸集住について見ていきたい。例えば広島藩では、元治元年十一月二十四日、藩主養父母出府させるべきとろ長州征伐の折柄、藩士を割く余裕がないと幕府に申請した。次いで慶応元年三月九日、養父は病気のため在藩させたいと申請し許可を得、さらに養母も慶応元年閏五月七日、征長多端の折柄として猶予を願い出ている。また熊本藩の場合、慶応元年三月二十七日、長州情勢不穩のため陸路は使えず、長い船旅となると女性には難儀であるとして、藩主夫人の参府延期を申し立てている。こうした例は他にも多数見られるが、会津藩の情報収集では、幕府目付に聞いたところ、病気・雪中移動の困難・江戸藩邸の居住準備がない、などの理由を立てて猶予を求める家が多いようだとしている。江戸藩邸について言えば、先に見た通り、多くの藩では大名家族の帰藩に伴い、その生活を支える家臣の多くも帰藩させていたし、その後屋敷が火災などに遭っていても修繕を後回しにしていた、といった実情もある。ただ、病気を理由にしたものについては全てを鵜呑みにはできないだろう。

ではこの命令に従った藩は皆無であったかというと、先述の各藩の情報収集によれば、【表6】に挙げた藩は家族のいずれかを江戸に移したことが分かる。その多くは譜代大名で東国の藩であったことが見て取れる。これらの藩では長州征伐を理由に挙げることはできなかったし、譜代の家として幕令に逆らう訳にもいかなかったであろうと思われる。

土浦藩は、元治元年十月七日・十一月七日の二度、家族参府の猶予を願い出た後、十二月十五日になって藩主夫人と妹が出府した。関東ではこの時、天狗党の乱による混乱が続いており、その根拠地となった筑波山に近い土浦も対策に藩兵を割いている状況であったが、長州征伐を理由にした広島藩の猶予願が認められたのに対して、土浦は手が空き次第すぐに出府させられた。また会津藩では藩主容保の養女熙姫について、

御家之儀諸家之模範共被為成候御立場柄 熙姫様御帰府被遊候義、諸家ニ先立 御登被成候御都合ニ無之候而ハ相成間敷哉
という考えがあったようだが、他家の対応を見守ったり逡巡したりしているうちに年末になってしまい、結局翌年四月になって出立を決定した。

西国の藩では尾張・紀州・彦根などの名が見えるが、將軍家との関係の近さから積極的に応じたものと思われる。加賀藩が藩主夫人を送っているのが例外的で目を引くが、加賀藩主前田斉泰の妻浴姫は十一代將軍徳川家斉の娘で、文久二年に金沢へ行く時にも大奥の意向で江戸に一旦引き留められた経緯があった。⁽¹²⁵⁾そして今回の江戸集住についても、加賀藩閥役が直接老中諏訪忠誠にわざわざ呼び出されて浴姫を江戸に戻すよう指示されている。⁽¹²⁶⁾このように、集住令に応じる選択を取った藩も多く存在したのである。

そして、大名の参勤についても対応が分かれた。まず参勤を回避した藩の例を見ていくと、広島藩では、復旧令から三日後の元治元年九月四日、今年に旧参勤交代上の参勤年に当たるものの、征長従軍のため、支藩の広島新田藩共々辞退したい旨を申し出て許可を受けている。⁽¹²⁷⁾翌慶応元年三月九日には、去年参勤できないまま旧例の帰藩年に入ってしまったが、長州征伐も一段落したものの未だ不穏な情勢なのでこのまま在国したいと申請した。これに対し、藩主・支藩主の在国は許可されたものの、世子浅野茂勲は参府せよと命じられた。⁽¹²⁸⁾しかし重ねて猶予を求めたところ、五月十三日には世子の在国も許可された。⁽¹²⁹⁾次の慶応二年は再び参勤年に当たるが、慶応二年三月十八日、江戸桜田の藩邸の火災や、長州処分が未だ不確定である事を理由に挙げて再び辞退を申し出て許可を受けた。⁽¹³⁰⁾翌慶応三年の対応については記録が見られない。広島藩の場合は長州藩の隣であり、辞退理由は挙げやすかつただろう。

次に鳥取藩では、藩主池田慶徳は慶応元年四月十五日、実の兄弟にあたる岡山藩主池田茂政にあてて、

小子も是迄引籠不申色々申立他国不致候得共漸々関東之方六ヶ敷是非々々出府無之而者難叶模様二付……十八日より表向不快申立引籠候積二付此段申上置候⁽¹³¹⁾

と、仮病で引き籠る旨を伝え、そのまま参府しなかった。同様に熊本藩でも、慶応元年三月一日、病氣として藩主の参勤延期を願ひ出ている。⁽¹³²⁾幕府の方針に反発し参勤回避を図る場合、病氣と称するのがもっとも手っ取り早かつたようである。

一方、やはり参勤復旧に従った藩も見られる。こちらの例も妻子集住の場合と同様、東国・譜代の藩ほどその傾向があつたようである。米沢藩主上杉斉憲は復旧令の時点で江戸にいたが、翌慶応元年、世子茂憲が着府してから五月一日に退府し、翌慶応二年

四月十五日、参勤のため再び参府、登城を済ませた。⁽¹³³⁾ この間の慶応二年一月から三月にかけて、世子茂憲は藩主代理として上京し京都三ヶ月交代警衛を勤め、さらにその後も乞われて京都に残留し、結局十一月まで滞京している。藩では藩主父子ともに公命で出張し、藩士を東西に派遣して出費の倍増に苦しんだという。

宇都宮藩は先述のように元治元年、関東の治安を揺るがした攘夷派蜂起の対処に加わっていたが、十二月二十三日、鎮圧に目途がたつたため江戸に伺いを立てたところ、参府せよとの返答があり二十九日参府した。⁽¹³⁴⁾ 二本松藩は慶応二年、二度の京都三ヶ月警衛など度重なる負担の出費や領内の暴動などから、先代藩主丹羽長富の死による服喪、藩主長国の病氣などを理由として参府延期を認められた。それでも結局、慶応三年一月には参府しているのである。⁽¹³⁵⁾ いずれも、西国の大藩に対する姿勢とは随分違つて、何とか参府させようという幕府の強い姿勢が感じられる。また加賀藩主前田斉泰も、先に述べたように参勤復旧に批判的姿勢を取っていたものの、慶応元年三月十三日参府を果たしている。⁽¹³⁶⁾ このように、個別の事例を当たっていくと、参勤交代復旧令以後、文字通りの朝令暮改であるにもかかわらず、これに服する藩もまた多く存在したことが分かる。

『維新史料綱要』から、慶応元年から三年の間の、参府・退府に関する記録を抜きだしたのが【表7】である。もともと、この他にも多くの大名が在府していたようであるが、はっきり参勤に関する移動として挙げられている例だけ収録した。東国の藩では弘前、盛岡といった大藩の名が見えるが、西国は小藩の名が目立つ構成となっている。長州征伐につき中国四国九州の大名に参勤見合わせの幕令は出ていたが、それにもかかわらず西国の藩主たちはある程度在府していた実態がここからは見えてくる。上の個別例でも触れたように、参勤するかしないかについてはそれぞれの藩から幕府に伺いを立てることが常例となっている。直接征長に関わらない大名家のうち、言い逃れする材料がない大名についてはほとんど参府を命じたことであろうか。また、慶応元年四月十六日、二年五月十九日、三年六月四日と五日には、一斉に帰藩を差し止めている。江戸が手薄になる事を恐れての引き止めであろうか。この辺りからも、なりふり構わぬ姿勢が垣間見えるのである。

このように威権失墜の側面ばかり注目されがちな幕府であるが、全く統制力が失われたわけではなかったようである。ただし、

幕府の召命に応じた藩の中には、幕末の政局の中で存在感を発揮し、東西の周旋に従事し、明治維新の主役として活動した西国の大藩の名前は軒並み見られない。こうした国内の大勢力を再び幕府の威光に服せしめなかつた参勤復旧は、中途半端な印象を残しただろう。付け加えれば、そうした大藩に遺された史料に、現代の我々が歴史研究する際には依存する割合が大きく、余計にその印象を強くするのではないだろうか。

では、最終的な参勤交代制度の終焉はいつだと言えるだろうか。参勤制度を廃するという幕令は無かつたので、参勤を受ける対象としての徳川幕府政権が消滅した時が、すなわちその時となるだろう。慶応三年十月十四日、いわゆる大政奉還が行われ、これを以て江戸の幕府は中央政権としての正統性を失った。それでも徳川家は未だ武家の筆頭であつたが、十月二十四日徳川慶喜は征夷大將軍の辞表をも提出した。十二月九日には王政復古のクーデターが敢行され、この征夷大將軍という役職自体が廃止された。そして鳥羽伏見の戦いに至つて慶喜は朝敵となり、いよいよ徳川体制の瓦解が始まる。明治元年（一九六八）一月二十九日江戸において、まず近畿以西に所領を有する在府の者達に対して、領地に帰つて朝廷の沙汰を待ち、領民安堵に努め、伺いを立てず帰国して良いと発令された。⁽¹³⁷⁾ それでも江戸城の門番役・巡邏に就いていた藩は任務を続けたが、二月二十四日、残つていた大名・旗本の全ての役務が解かれ、撤兵隊など幕府陸軍兵に交代となつた。⁽¹³⁸⁾ 江戸城開城と東征軍への引き渡しはこの状態で行われた。参府伺候という参勤交代自体はそれ以前に行われなくなつてはいたが、全ての大名に対する課役がなくなつたこの日、広義の参勤交代制も見られないこととなつた。この期間をもつて、江戸徳川將軍家に対する参勤交代制度は順次終息解体を遂げたと見なしてよいだろう。

おわりに

参勤緩和は、単に幕府の地位低下を示す一件ではない。そこには逼迫する軍事改革問題に関連した財政難、およびこれを機に、「私政」と批判された幕藩体制を、再び公的なものと広く認められるような再編を行うという政治改革構想があつたことを窺わせる。

また、これまであまり注目されて来なかった参勤緩和について実際に検討してみると、改革のある程度の実現、および、改革者の意図しなかった要因を契機にそれが実効性を失っていった過程を確認することができた。参勤復旧についても同様に知見を得ることができた。

一つ見落としてはならないと感じるのは、明治維新の歴史を知る現在から見ると、幕府の倒壊・明治新政府の成立という一続きの理解の中で埋もれてしまいがちな、その時に至るまでの試行錯誤の過程に、後々の事態を示唆させる動きが存在するということである。幕藩体制立て直しのほとんど最後に近い機会に、参勤緩和が試みられた事は、その当時に現状の政治課題として冗費削減と將軍・大名の關係再定義が必要と判断されていたこと、そしてそれが中途半端な実行に終わり幕藩体制そのものが崩壊した事は、それが成功しなかった際には、いよいよ体制の必然性自体が問われることにつながるものであったことを、ともに示しているのである。

最後に、参勤交代の明治に残った余光について取り上げたい。

王政復古によって明治天皇の親政が宣言され、明治新政府が本格的に始動した後も、版籍奉還を経て廃藩置県が行われるまでは、新設の府県に併存して藩が各地を治める状況が続いた。新政府の懸案事項の一つとして、この各藩を中央政権の管理下にしっかりと収めていく事があったわけであるが、その中で藩主らに天皇への拝謁が命ぜられていった。

久留里藩主黒田直養は明治元年十月六日、かつての江戸である東京に上り、十月十五日拝謁、祝酒を頂戴、また十一月一日には五ヶ条の誓文への誓約を済ませた。そこに於いてこの藩政記録史料の編者は、この東京行きを「奉 朝命参謁于東京」と記録している。⁽¹³⁹⁾ 宇都宮藩主戸田忠友も「参謁ノ為メ」東京へ行き、明治元年十一月十九日拝謁・誓約を済ませている。⁽¹⁴⁰⁾ 土浦藩主土屋拳直は明治二年（一八六九）四月八日に参内したが、その際吹上の庭を拝謁し、茶屋で御料理頂戴の榮にあずかっている。⁽¹⁴¹⁾ かつて江戸城であった皇居で行われた拝謁儀礼と栄典は、あたかも、それまでその空間で行われていた將軍への参勤儀礼をなぞり、上書きしているかのようである。

新政府の軍事力も大藩の兵を中心としたものであり、あたかも諸藩主の忠誠の対象が將軍から天皇に切りかえられたかの如くである。廢藩置県によって藩主という存在がなくなるまでの間続いた、この移行期ならではの光景を、明治の参勤、とでも例えることができるだろう。

- (1) 以下、主に山本博文『参勤交代』（講談社現代新書一三九四、講談社、一九九八年）、丸山雍成『参勤交代』（日本歴史叢書65、吉川弘文館、二〇〇七年）を手がかりに述べる。
- (2) 注(1)に加えて、児玉幸多「参勤交代制度の意義」（『日本学士院紀要』第五十二卷第三号、一九九八年）を参照。
- (3) 渡辺浩「『御威光』と象徴——徳川政治体制の側面」（『東アジアの王権と思想』所収、東京大学出版会、一九九七年）を参照。
- (4) コンスタンチン・ヴァポリス『日本人と参勤交代』（柏書房、二〇一〇年）を参照。
- (5) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究——権力構造の確立と展開』（吉川弘文館、一九七五年新訂版）を参照。
- (6) 佐々木潤之介『増補・改訂版幕藩権力の基礎構造』（お茶の水書房、一九八五年増補・改訂版）、山口啓二『幕藩制成立史の研究』（校倉書房、一九七四年）を参照。
- (7) 前掲、丸山『参勤交代』五頁。
- (8) 田中彰『幕末維新史の研究』（吉川弘文館、一九九六年）を参照。
- (9) 田中彰『明治維新政治史研究』青木書店、一九六三年、五六頁。
- (10) 土田一道『幕末参勤交代緩和にみる幕府権力の失墜』（駒澤大学史学会『駒澤史学』第二十二号、一九七五年）を参照。
- (11) 三上一夫『公武合体論の研究 改訂版』（お茶の水書房、一九九〇年）を参照。
- (12) 福地源一郎著・石塚裕道校注『幕府衰亡論』東洋文庫84、平凡社、一九六七年、一七八頁。
- (13) 渋沢栄一編・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』平凡社、一九六六年、一〇〇頁。
- (14) 以下、友田昌宏『幕末政治史研究の現状と課題』（歴史科学評議会『歴史評論』No.691、二〇〇七年一月号）を手がかりに述べる。
- (15) 原口清『近代天皇制成立の政治的背景——幕末中央政局の基本的動向に関する一考察』（『原口清著作集1 幕末中央政局の動向』岩田書院、二〇〇七年）を参照。
- (16) 例えば、三谷博「限定的開国から積極的開国へ」（『明治維新とナショナリズム 幕末の外交と政治変動』山川出版社、一九九七年）、青山忠正「和親・通商・攘夷」（『明治維新と国家形成』吉川弘文館、二〇〇〇年）などを参照。

- (17) 岸本寛「安政・文久期の政治改革と諸藩」(『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇〇一年)を参照。引用は同八六頁。
- (18) 三谷博「公議」制度化の試み「元治元年京都」(前掲『明治維新とナショナリズム』)を参照。
- (19) 高橋秀直「幕末維新の政治と天皇」(吉川弘文館、二〇〇七年)を参照。
- (20) 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番」(『関東近世史研究』第四二号、一九九八年)二—三頁を参照。以下は同論文を大きな手がかりとして述べる。
- (21) 全国各藩の海防の取組状況、各地の警衛担当諸藩の任免異動などの変遷は、原剛「幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢—」(名著出版、一九八八年)に詳しい。
- (22) それでも、江戸・京都・大坂警衛においては、中心部に親藩・譜代、外延部に外様大名を配置するといった傾向がみられ、対外問題であっても徳川家との遠近を考慮する考えが生きていた。針谷「安政・文久期の京都・大坂湾警衛問題について」(『明治維新史学会編『明治維新史研究5 明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年)を参照。
- (23) 前掲、針谷「軍都としての江戸とその終焉」五四—五五頁を参照。
- (24) 嘉永六年八月七日付答書。日本史籍協会編『昨夢紀事』一、日本史籍協会叢書117、東京大学出版会、一九八九年覆刻再版、六八頁。
- (25) 同右、七九—八〇頁。
- (26) 高木不二「日本近世社会と明治維新」有志舎、二〇〇九年、一二四—一二五頁。
- (27) 安政元年(一八五四)二月晦日付建白。前掲『昨夢紀事』一、一八二—一八四頁。
- (28) 針谷は、国持外様大名に幕府が海防役務を任ずる際、これまでの命令文言にはない「委任」という表現が取られている事に注目し、外様大名の協力を得ての幕府運営を目指した阿部老中に「外様との幕藩関係を大きく変化させようとする意図が感じられる」としている。前掲、針谷「安政—文久期の京都・大坂湾警衛問題について」七四—七五頁を参照。
- (29) 安政二年十月十六日付徳川斉昭宛書簡。前掲『昨夢紀事』一、三〇二—三〇三頁。
- (30) 安政二年十月十八日阿部正弘宛、同十一月五日堀田正睦宛書簡、十一月六日再度阿部宛各書簡。同右、三一九—三二一、三三八—三三九頁。
- (31) 安政二年十二月十六日薩摩藩邸での斉彬と慶永の対面。同右、三七八—三八五頁。
- (32) 高木不二「横井小楠と松平春嶽」(吉川弘文館、二〇〇五年)四七—五三頁を参照。高木は左内の構想を「幕藩制的国家体制とは異なる原理にたった国家構想……將軍(あるいは將軍継嗣)を結集軸とする幕藩連合国家構想ともいべきもの」(五三頁)と評している。
- (33) 安政四年十一月二十八日付村田氏寿宛橋本左内書簡。日本史籍協会編『橋本景岳全集』二、(『続日本史籍協会叢書23』東京大学出版会、一九七七年覆刻)五五四—五五五頁。
- (34) 日本史籍協会編『鳥取池田家文書』四、日本史籍協会叢書152、東京大学出版会、一九六八年覆刻、二九—五二頁。

- (35) 同右、二七三頁。
- (36) 島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』下巻一、吉川弘文館、一九六九年、七三四—七四二頁。
- (37) 嘉永六年十月二十九日、島津忠寛宛島津斉彬書簡。同右、七三一—七三四頁。
- (38) 前掲、岸本「安政・文久期の政治改革と諸藩」九六—九七頁を参照。
- (39) 前掲、針谷「軍都としての江戸とその終焉」五八—六一頁を参照。
- (40) 千代田区「新編千代田区史」通史資料編、ぎょうせい、一九九八年、五二二頁。
- (41) 文久二年四月十六日付近衛家参殿の際の建白。日本史籍協会編『島津久光公実記』一（続日本史籍協会叢書18、東京大学出版会、一九七七年覆刻）八四—八五頁。
- (42) この時期の薩摩藩の行動と構想については主に、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）、町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩——島津久光と皇政回復——』（岩田書院、二〇一〇年）を参照。
- (43) 文久二年八月十九日一橋邸における徳川慶喜・松平慶永との会談の控え。前掲『島津久光公実記』一、二二九—二三〇頁。
- (44) 三谷博「徳川將軍家の再軍備計画」（前掲『明治維新とナショナリズム』二二二頁を参照）。
- (45) 文久二年五月八日。日本史籍協会編『再夢紀事・丁卯日記』（日本史籍協会叢書105、東京大学出版会、一九八八年覆刻再刊）六二—六三頁。
- (46) 文久二年五月十三日老中部屋における演説。同右、七七頁。
- (47) 文久二年五月十六日老中部屋における演説。同右、八五頁。
- (48) 文久二年五月二十二日。同右、九一頁。
- (49) 以上、前掲三谷「徳川將軍家の再軍備計画」（『明治維新とナショナリズム』）、熊沢徹「幕府軍制改革の展開と挫折」（坂野潤治他編『日本近現代史』一（岩波書店、一九九三年、のち家近良樹編『幕末維新論集3 幕政改革』（吉川弘文館、二〇〇一年）に所収）、久住真也『幕末の將軍』講談社、二〇〇九年、二二六—二四〇頁を参照。
- (50) 文久二年七月八日。前掲『再夢紀事・丁卯日記』一三八頁。
- (51) 同右、二〇四—二〇七頁。カッコ書きは筆者補注。
- (52) 文久二年八月二十七日松平慶永宛徳川慶喜書簡。日本史籍協会編『続再夢紀事』一、日本史籍協会叢書106、東京大学出版会、一九八八年覆刻再刊、一頁。
- (53) 文久二年八月二十八日大久保忠寛と横井小楠の対面。同右、三頁。
- (54) 同右、二〇—二二頁。
- (55) 同右、二七頁。

- (56) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第三卷、岩波書店、一九九三年、九四頁。
- (57) 同右、九四頁。
- (58) 「公議輿論」については、井上勲「幕末・維新期における『公議輿論』観念の諸相——近代日本における公権力形成の前史としての試論——」『思想』六〇九、一九七五年、前掲三谷「公議」制度化の試み」などを参照。
- (59) 横井については松浦玲「横井小楠 儒教的正義とは何か 増補版」朝日新聞社、二〇〇〇年、高木不二「横井小楠と松平春嶽」(幕末維新の個性2、吉川弘文館、二〇〇五年)などに詳しい。
- (60) 横井の思想については、拙稿「幕末期『公議』運動の歴史的意義について——横井小楠の「公共」観念を例に——」(中央大学『大学院研究年報』第三号法学研究科篇、二〇〇〇年)において若干の考察を試みた。また、以下に述べる横井の思想については注(59)の他、源了圓「横井小楠における学問・教育・政治——『講学』と公議・公論思想の形成の問題をめぐって——」(『季刊日本思想史』三七号、一九九一年)、志村正昭「横井小楠における国家構想の考察——「人情」「交易」「公共」——」(全国横井小楠研究会『横井小楠研究年報』第二号、花林書房、二〇〇四年)などを参照のこと。
- (61) 嘉永五年(一八五二)三月「学校問答書」(日本史籍協会編『横井小楠関係史料』一、東京大学出版会、一九七七年覆刻、五頁)。
- (62) 安政二年(一八五五)十一月三日付立花彦岐宛横井小楠書簡、同右、一三二頁。「老公」は徳川斉昭を指す。ちなみに同書簡において横井は、安政地震を受けて大名・妻子を帰国させるといふ立花の論に、江戸の無為徒食の人口を減らし無用の費を省けると賛意を示し、加えて「諸大名以来は一年に百日之在府にて、往來は出陣之格にて参勤之事」と提案している(同右、一三三頁)。
- (63) 嘉永六年「夷慮応接大意」、同右、一一頁。
- (64) 万年元年(一八六〇)「国是三論」、同右、三八頁。
- (65) 同右、三九—四〇頁。
- (66) 同右、九七—九八頁。
- (67) 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」を参照。
- (68) 松平春嶽全集編纂委員会編『松平春嶽全集』第二卷(明治百年史叢書198)原書房、九五—九六、九九—一〇〇頁。
- (69) 慶応三年「新政に付て春嶽に建言」。前掲『横井小楠関係史料』一、九三頁。
- (70) 米沢温故会編『上杉家御年譜』第十六卷、原書房、一九八八年、六三二頁。
- (71) 前掲、久住「幕末の將軍」を参照。
- (72) 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」一七一—二五頁を参照。
- (73) 前掲『幕末御触書集成』第三卷、九四—一〇二頁。

文久の参勤交代緩和と幕政改革について(榎本)

- (74) 前掲、針谷「軍都としての江戸とその終焉」六三―六五頁。
- (75) 前掲、熊沢「幕府軍制改革の展開と挫折」を参照。
- (76) 「海軍御建興の義につき申し上げ候書付」。勝海舟全集刊行会『勝海舟全集9 海軍歴史Ⅱ』講談社、一九三頁。
- (77) 前掲、三谷「徳川將軍家の再軍備計画」を参照。
- (78) 橋本素助・川合麟三編『芸藩志』第三卷、文献出版、一九七七年、一八一頁。
- (79) 前掲『上杉家御年譜』第十六卷、六四二―六五一頁。
- (80) 黒板勝美・国史大系編修会編『統徳川実紀 新訂増補国史大系』第五十一卷（吉川弘文館、一九九九年）所収。
- (81) 維新史料編纂局編『維新史料綱要』巻一―一〇、一九三七―一九四三年。実際の利用は「維新史料綱要データベース」（東京大学史料編纂所 <http://www.u-tokyo.ac.jp/index.htm>）を利用した。
- (82) 前掲『幕末御触書集成』第三卷、一〇三―一〇七頁。
- (83) 文久二年十二月四日大久保利通宛本田親雄書簡。鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第二卷、鹿児島県、一九七五年、二五三頁。
- (84) 文久二年十二月九日大久保利通・中山実善宛小松清廉書簡。同右、二五五頁。
- (85) 文久三年五月二十二日「勝姫君帰国」の項。同右、四二二頁。
- (86) 前掲、針谷「軍都としての江戸とその終焉」六三頁。
- (87) 藩士同士で連携し、薩摩長州と岡藩を提携させ攘夷行動を起こせようと京都で活動していた小河らに対し、小藩で、京都でどう政治情勢が動いているのかつかめずにいた藩首脳部は、小河の提案を支持する者とうでない者に分裂し対立していた。竹田市史編集委員会編『竹田市史』中巻、竹田市史刊行会、三八二―三八七頁を参照。
- (88) 中川久昭の行動は、それぞれ『維新史料綱要』文久二年五月二日、十月十四日、二十七日、十一月三日、十一日および十二月十二日の項。
- (89) 『孝明天皇紀』第四、吉川弘文館、一九六八年、二二五頁。
- (90) 前掲『芸藩志』第三卷、一八七―一九二、二四―二二八、三〇―二三および三三―三三二頁。
- (91) 『幕末御触書集成』第六卷、一九九五年、一七―一および一八九―一九〇頁。
- (92) 前掲『孝明天皇紀』第四、五八―五九〇頁。
- (93) 友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」（家近良樹編『もうひとつの明治維新 幕末史の再検討』大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第16冊、有志舎、二〇〇六年所収）、また前掲岸本「安政・文久期の政治改革と諸藩」一〇六頁を参照。
- (94) 井上勲『王政復古慶応三年十二月九日の政変』中公新書一〇三三、中央公論社、一九九一年、六一―七頁を参照。

- (95) 日本史籍協会編『七年史』一、統日本史籍協会叢書3-1、東京大学出版会、一九七八年覆刻、二六七頁。
- (96) 前掲『幕末御触書集成』第六卷、一二七—一二八頁。
- (97) 前掲『幕末御触書集成』第三卷、一〇四頁。
- (98) 徳田浩淳『史料字都宮藩史』柏書房、一九七一年、二八三頁および三三三頁。
- (99) 二本松藩史刊行会編『二本松藩史』歴史図書社、一九七三年。
- (100) 前掲『幕末御触書集成』第三卷、一〇八—一〇九頁。
- (101) 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」、二五—四九頁を参照。
- (102) 『維新史料綱要』元治元年二月十日の条。
- (103) 『維新史料綱要』元治元年五月十二日の条。
- (104) 青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、二〇〇〇年、一七四頁。
- (105) 久住真也『長州戦争と徳川将軍——幕末期畿内の政治空間——』岩田書院、二〇〇五年、七一—七五頁。
- (106) 同右、七一—七二頁を参照。
- (107) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三卷、一九九四年、六七三—六七四頁。
- (108) 日本史籍協会編『統再夢紀事』三、一九八八年、三二六—三二八頁、および『統再夢紀事』四、一九八八年、二九頁および九二頁。
- (109) 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』第五卷、国書刊行会、一九七三年、四四三—四四六頁。
- (110) 前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇下巻、清文堂出版、一九八〇年復刻、三六五頁。
- (111) 『忠義公史料』第二巻、一九七六年、七〇六頁および七二二—七二四頁、日本史籍協会編『朝彦親王日記』一、日本史籍協会叢書7、東京大学出版会、一九八二年復刻再刊、一五一—一五二頁。
- (112) 『孝明天皇紀』第五、一九六九年、二六頁。
- (113) 同右、五〇五頁。
- (114) 同右、五〇六頁。
- (115) 同右、五一—五二頁。
- (116) 『統再夢紀事』五、一九八八年、一六一—二〇頁。
- (117) 『芸藩志』第七巻、一九七七年、三三〇頁。
- (118) 同右、一六八頁。
- (119) 同右、二三〇頁。

- (120) 前掲『肥後藩国事史料』第五、七七—七七三頁。
- (121) 会津若松市総務部秘書公聴課編『幕末会津藩往復文書』下卷、一八七頁。
- (122) 茨城県立歴史館編『茨城県史料』近世政治編Ⅲ、茨城県、一九九五年、五三—五五頁。
- (123) 前掲『幕末会津藩往復文書』下卷、一八五頁。
- (124) 同右、一八八頁。
- (125) 『加賀藩史料』藩末篇上卷、一九八〇年、二二—二五頁。
- (126) 前掲『加賀藩史料』藩末篇下卷、二〇—二五頁。
- (127) 前掲『芸藩志』第六卷、一二—二頁。
- (128) 前掲『芸藩志』第七卷、一六—一八頁。
- (129) 同右、二〇—二五頁。
- (130) 『芸藩志』第八卷、一九七七年、三二—三三頁。
- (131) 日本史籍協会編『岡山池田家文書』一、東京大学出版会、一九八四年覆刻再刊、三七—三九頁。
- (132) 前掲『肥後藩国事史料』第五、七—七頁。
- (133) 『上杉家御年譜』第十七卷、一九八八年、三九六、四一九、四七二および四八六頁。
- (134) 前掲『史料宇都宮藩史』三三四頁。
- (135) 前掲『二本松藩史』、六五頁。
- (136) 前掲『加賀藩史料』藩末篇下卷、三五—三六頁。
- (137) 前掲『幕末御触書集成』第三卷、一〇—九頁。
- (138) 黑板勝美編『統徳川実記』第五篇、新訂増補国史大系第52卷、吉川弘文館、一九九九年、三九二—三九四頁。
- (139) 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料近世篇久留里藩制一斑』千葉県、一九九〇年、二九頁。
- (140) 前掲『宇都宮藩史』四二—二頁。
- (141) 前掲『茨城県史料近世政治編』、一九九五年、六一頁。

(本学大学院法学研究科政治学専攻博士課程後期課程在籍)

表 1 大名の妻が退府した日

年	月日	藩名
文久二年	12/22	熊本藩
	12/27	土佐藩
	12月中	長州藩
		佐土原藩
		富山藩
米沢藩		
文久三年	1/22	米沢新田藩
	2/10	新発田藩
	3/15	宇都宮藩
	3/22	広島藩
	3/24	土浦藩
	3月中	二本松藩
	4/3	加賀藩

維新史料編纂局編『維新史料綱要』、二本松藩史刊行会編『二本松藩史』（歴史図書社、1973年）、徳田浩淳『史料宇都宮藩史』（柏書房、1971年）、細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』第五卷（国書刊行会、1973年）、『芸藩志』第四卷（1977年）、前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇下巻（清文堂出版、1980年復刻）、山内家史料刊行委員会編『山内家史料 豊範公紀 幕末維新』第三編中（山内神社宝物資料館、1983年）、『上杉家御年譜』第十七巻（1988年）、茨城県立歴史館編『茨城県史料』近世政治編Ⅲ（茨城県、1995年）より作成。

表2 文久2年9月以降の参勤交代

年	月日	国元	藩名	藩主名	参府	退府	新参勤期
文久二年	9/28	出羽	米沢	上杉齐憲		婦藩登營	元治元年冬
		筑後	久留米	有馬慶頼		婦藩登營	元治元年冬
		出羽	久保田	佐竹義堯		婦藩登營	文久二年春
		伊予	宇和島	伊達宗徳		婦藩登營	元治元年春
		陸奥	二本松	丹羽長国		婦藩登營	元治元年秋
		陸奥	八戸	南部信順		婦藩登營	元治元年冬
		若狭	小浜	酒井忠氏		婦藩登營	元治元年
		相模	小田原	大久保忠礼		婦藩登營	文久三年春
		陸奥	中村	相馬充胤		婦藩登營	元治元年冬
		出雲	広瀬	(松江) 松平直巳		婦藩登營	元治元年春
		近江	水口	加藤明軌		婦藩登營	文久三年冬
		越前	越前勝山	小笠原長守		婦藩登營	元治元年春
		信濃	飯山	本多助実		婦藩登營	文久三年秋
		美濃	苗木	苗木遠山友詳		婦藩登營	文久二年夏
		下野	佐野	堀田正頌		婦藩登營	文久二年夏
		陸奥	泉	本多忠紀		婦藩登營	文久二年夏
		大和	柳本	織田信成		婦藩登營	文久三年冬
		近江	大溝	分部光貞		婦藩登營	文久二年夏
		三河	奥殿	(大給) 松平乗謨		婦藩登營	文久二年春
		出羽	天童	織田信学		婦藩登營	文久二年春
		播磨	三日月	森俊滋		婦藩登營	元治元年夏
		陸奥	湯長谷	内藤政敏		婦藩登營	文久三年秋
		上総	一宮	加納久徴		婦藩登營	定府
		武蔵	六浦	米倉昌言		婦藩登營	文久二年夏
		伊予	小松	一柳頼紹		婦藩登營	元治元年春
		常陸	下妻	井上正兼		婦藩登營	文久三年秋
		尾張	尾張	徳川茂徳		婦藩登營	文久三年
		伊予	宇和島	伊達宗徳		婦藩	元治元年秋
10/ 1		因幡	鳥取	池田慶徳	参府		文久二年秋 △
11/ 5		筑前	福岡	黒田齐溥	参府		文久三年春 △
11/ 9		安芸	広島	浅野茂長	参府		文久三年春 △
12/ 1		日向	佐土原	島津忠寛		婦藩登營	文久二年春
12/15		肥前	佐賀	鍋島茂実	参府登營		元治元年夏 ×
12/15		肥前	平戸	松浦詮	参府登營		文久三年春 ○
12/15		日向	高鍋	秋月種殷		婦藩登營	文久二年春
12/15		長門	清末	毛利元純		婦藩登營	元治元年春
12/28		越後	新発田	溝口直溥		婦藩登營	文久二年冬 ○
12/23		常陸	麻生	新庄直彪	参府登營		文久三年春 ○
12/28		備中	岡田	伊東長寿	参府登營		文久三年春 ○
12/28		出雲	松江	松平定安		婦藩登營	文久二年冬 ○
12/28		肥前	鳥原	(深溝) 松平忠和		婦藩登營	元治元年冬
文久三年	1/ 7	筑前	福岡	黒田齐溥		婦藩登營	文久三年春 △
	1/ 7	阿波	徳島	蜂須賀齐裕		婦藩登營	文久二年冬 ○
	2/ 5	伊勢	長島	増山正修	参府登營		文久三年夏 △
	2/ 5	相模	小田原	大久保忠礼	参府登營		文久三年春 △

	2/5	越後	椎谷	堀之美	参府登営	定府	
	2/11	対馬	対馬	宗義達	婦藩登営	元治元年春	
	2/11	紀伊	紀州	徳川茂承	婦藩登営	元治元年	
	2/11	伊予	西条	(紀州) 松平頼英	婦藩登営	定府	
	2/17	石見	津和野	亀井茲監	参府	文久三年夏	△
	2/28	伊予	大洲	加藤泰祉	参府登営	文久三年夏	△
	4/11	常陸	水戸	徳川慶篤	参府	文久二年	×
	4/23	信濃	松代	真田幸教	婦藩	元治元年春	
	5/14	肥前	平戸	松浦詮	婦藩	文久三年春	△
	5/21	陸奥	七戸	南部信民	参府	定府	
	7/1	丹波	山家	谷衛慈	参府登営	文久三年秋	○
	7/1	備中	庭瀬	板倉勝弘	参府登営	文久三年秋	○
	7/1	豊後	白杵	稲葉久通	婦藩登営	元治元年春	×
	7/1	因幡	鹿奴	(鳥取) 池田仲立	婦藩登営	文久三年春	×
	7/1	肥前	平戸新田	松浦修	婦藩登営	文久二年冬	×
	7/7	伊勢	桑名	(久松) 松平定敬	参府	文久三年	×
	7/21	伊予	大洲	加藤泰祉	婦藩登営	文久三年夏	○
	7/21	伊予	新谷	加藤泰令	婦藩登営	文久二年夏	×
	7/21	播磨	小野	一柳末徳	婦藩登営	文久二年冬	×
	7/26	越後	新発田	溝口直博	参府	文久二年冬	×
	9/5	出羽	久保田	佐竹義堯	参府	文久二年春	×
	9/15	越前	福井	松平茂昭	参府登営	文久三年秋	△
	9/23	三河	田原	三宅康保	婦藩登営	文久二年秋	×
	12/25	豊後	日出	木下俊程	参府登営	文久三年冬	△
	12/25	美作	津山	松平慶倫	参府登営	元治元年春	○
	12/25	信濃	松代	真田幸教	参府登営	元治元年春	○
	12/25	出雲	広瀬	(松江) 松平直巳	参府登営	元治元年春	○
元治元年	2/20	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府	元治元年春	△
	3/15	出羽	米沢	上杉斉憲	参府	元治元年冬	×
	3/19	加賀	大聖寺	前田利邨	参府	元治元年夏	○
	3/28	美作	津山	松平慶倫	婦藩登営	元治元年春	○
	3/28	丹後	田辺	牧野誠成	参府登営	元治元年夏	○
	5/1	大和	高取	植村家保	婦藩登営	元治元年夏	△
	5/1	越後	村松	堀直賀	参府登営	元治元年夏	△
	5/15	相模	小田原	大久保忠礼	婦藩登営	文久三年春	×
	5/15	越前	勝山	小笠原長守	婦藩登営	元治元年春	△
	6/28	但馬	出石	仙石久利	参府登営	元治元年秋	○
	6/28	陸奥	八戸	南部信順	参府登営	元治元年冬	×
	6/28	肥前	福江	五島盛徳	参府登営	文久三年冬	×
	7/1	播磨	龍野	脇坂安斐	参府	元治元年秋	○

「参府」/「退府」は、その項が江戸参府であるか退府であるかを示す。「登営」は、参府/退府の挨拶のため登城御礼に臨んだ日である事を示し、実際の参府/退府はその前後に行われた。

「新参勤期」は、文久二年閏八月二十二日公示の参勤緩和令「別紙」に掲げられた、その大名家の新しい参勤期と、横の○△×は、その新参勤期と実際の参府が一致しているかを示す。差し当たり1ヶ月以内の誤差であれば○、3ヶ月以内のずれは△、それ以上ずれていれば×とした。

『維新史料綱要』、石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第三卷(岩波書店、1993年)95-102頁の緩和令別紙より作成。また、針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番」(『関東近世史研究』第42号、1998年)64頁では別紙の大名家が一覧表に編集されており、参考にした。

表3 3ヶ月警衛の記録

年	月	国元	藩名	藩主家	備考
文久三年	4～6	出羽 安芸 豊前	米沢 広島 中津	上杉氏 浅野氏 奥平氏	世子が代理 決定後に免除
	7～9	陸奥 備前 因幡	南部 岡山 鳥取	南部氏 池田氏 池田氏	
	10～12	加賀 陸奥 美濃 筑後	加賀 二本松 大垣 柳川	前田氏 丹羽氏 戸田氏 立花氏	
元治元年	1～3	越前 大和 阿波	福井 大和郡山 徳島	(越前) 松平氏 柳沢氏 蜂須賀氏	不詳 前期から連続勤務 決定後に免除 決定後に免除
	4～6	伊予 伊予 大和 播磨	宇和島 松山 大和郡山 明石	伊達氏 (久松) 松平氏 柳沢氏 (越前) 松平氏	
	7～9	出羽 加賀 相模 信濃 下総	久保田 加賀 小田原 松代	佐竹氏 前田氏 大久保氏 真田氏	
	10～12	伊勢 出羽 相模 越後	津 久保田 小田原 新発田	堀田氏 藤堂氏 佐竹氏 大久保氏 溝口氏	
慶応元年	1～3	陸奥 美濃 下総 加賀	弘前 大垣 佐倉 加賀	津軽氏 戸田氏 堀田氏 前田氏	代役 不詳 不詳 病気で着京遅延
	4～6	加賀 加賀 伊勢	大聖寺 加賀 大聖寺 津	前田氏 前田氏 前田氏 藤堂氏	
	7～9	土佐 加賀 加賀 出羽 武蔵	土佐 加賀 大聖寺 米沢 忍	山内氏 前田氏 前田氏 上杉氏 (奥平) 松平氏	
	10～12	越後 陸奥 下総 陸奥 美濃	新発田 二本松 佐倉 南部 大垣	溝口氏 丹羽氏 堀田氏 南部氏 戸田氏	

慶応二年	1～3	陸奥 出羽 山城	南部 米沢 淀	南部氏 上杉氏 稲葉氏	家臣が代理 世子が代行
	4～6	出羽 信濃 越後	久保田 松代 新発田	佐竹氏 真田氏 溝口氏	決定後に免除
	7～9	土佐 出羽 武蔵	土佐 久保田 忍	山内氏 佐竹氏 (奥平) 松平氏	家臣が代理 家臣が代理
	10～12	美濃 出羽 武蔵 近江 大和	大垣 久保田 川越 膳所 大和郡山	戸田氏 佐竹氏 (越前) 松平氏 本多氏 柳沢氏	決定後に免除 連続勤務 家臣が代理
慶応三年	1～3	武蔵 若狭	川越 小浜	(越前) 松平氏 酒井氏	前期から連続勤務
	4～6	陸奥 越中	棚倉 富山	阿部氏 前田氏	
	7～9	加賀 加賀	大聖寺 加賀	前田氏 前田氏	家臣が代理 前期から連続勤務
	10～12	加賀 阿波 播磨 伊予	大聖寺 徳島 明石 宇和島	前田氏 蜂須賀氏 (越前) 松平氏 伊達氏	家臣が代理 決定後に免除
明治元年	1～3	出雲 肥前	松江 佐賀	(越前) 松平氏 鍋島氏	不詳 不詳

※斜字は命令後免除されたか、実際に就任したのか不詳の藩。

『維新史料綱要』、前掲『二本松藩史』、前掲『芸藩志』第四卷、『加賀藩史料』藩末篇上(1980年)、前掲藩末篇下、『山内家史料 豊範公紀 幕末維新』第四編(1983年)、黒屋直房『中津藩史』(国書刊行会、1987年)、前掲『上杉家家譜』第十七卷、『幕末御触書集成』第六卷(1995年)、「諸侯在府在邑并御警衛等之書上」(「多聞櫓文書」請求番号013587、国立公文書館蔵)より作成。

表 4 文久三年三月～八月前半の間江戸府内外の警衛に従事した藩

月日	国元	藩名	藩主家	藩の種別	持場
3 / 6	越前	鯖江	間部氏	譜代	御殿山下
	出羽	亀田	岩城氏	外様	越中島
	陸奥	黒石	津軽氏	外様	越中島
	出羽	上山	(藤井) 松平氏	譜代	浜御殿
	下総	関宿	久世氏	譜代	浜御殿
	安芸	広島新田	浅野氏	外様	大森
	土佐	土佐新田	山内氏	外様	大森
	陸奥	磐城平	安藤氏	譜代	羽田
	3 / 6 前後	三河	奥殿	(大給) 松平氏	譜代
信濃		松代	真田氏	譜代	
近江		彦根	井伊氏	譜代	
伊予		大洲	加藤氏	外様	
4 / 4		出羽	庄内	酒井氏	譜代
	相模	小田原	大久保氏	譜代	巡邏
	上野	高崎	(大河内) 松平氏	譜代	巡邏
	陸奥	中村	相馬氏	譜代	巡邏
4 / 6	陸奥	白河	阿部氏	譜代	巡邏
	陸奥	三春	秋田氏	譜代	
	陸奥	泉	本多氏	譜代	
	陸奥	湯長谷	内藤氏	譜代	
	遠江	掛川	太田氏	譜代	
	出羽	出羽松山	酒井氏	譜代	
	信濃	飯山	本多氏	譜代	
	三河	拳母	内藤氏	譜代	
	越後	三根山	牧野氏	譜代	
	丹波	福知山	朽木氏	譜代	
4 / 16	若狭	小浜	酒井氏	譜代	巡邏
5 / 4	陸奥	下手渡	立花氏	譜代	寛永寺
	上野	七日市	前田氏	外様	増上寺
	上野	伊勢崎	酒井氏	譜代	増上寺
	下野	宇都宮	戸田氏	譜代	高輪
	越中	富山	前田氏	外様	寛永寺
	播磨	林田	建部氏	外様	寛永寺
6 / 13	出羽	出羽新庄	戸沢氏	譜代	巡邏
8 / 6	伊勢	神戸	本多氏	譜代	程ヶ谷

『維新史料綱要』、前掲『幕末御触書集成』第六巻より作成。

表5 安政四年～慶応三年の間大坂湾警衛に従事した藩

国元	藩名	藩主家	藩の種別	開始年	月日	終了年	月日	
文久の参勤交代緩和と幕政改革について(榎本)	出雲 讃岐	松江 高松	松平氏	親藩	安政四年	4/28	安政五年	6/21
			(水戸) 松平氏	親藩	安政四年	4/28	安政五年	6/21
	長門 備前	長州 岡山	毛利氏 池田氏	外様	文久三年	4/9	元治元年	9/28
				外様	慶応元年	6/19	慶応二年	6/24
				外様	安政五年	6/21	文久三年	3/30
	因幡 土佐	鳥取 土佐	池田氏 山内氏	外様	安政五年	6/21	文久三年	9/4
				外様	安政五年	6/21	慶応二年	10/30
	筑後 若狭	柳川 小浜	立花氏 酒井氏	外様	安政五年	6/21	元治元年	9/28
				譜代	文久三年	3/30	不詳	
	石見 豊後	津和野 岡山	亀井氏 中川氏	外様	文久三年	3/30	不詳	
				外様	文久三年	3/30	慶応二年	6/13
	美作 筑前	津山 久留米	(越前) 松平氏 有馬氏	親藩	文久三年	3/30	元治元年	9/28
				外様	文久三年	4/9	文久三年	6/24
	近江 播磨	彦根 龍野	井伊氏 脇坂氏	譜代	文久三年	6/8	元治元年	9/28
				譜代	文久三年	6/24	元治元年	7/23
	播磨 紀伊	姫路 紀州	酒井氏 (紀州) 徳川氏	譜代	文久三年	6/24	元治元年	12/7
				親藩	文久三年	8/17	慶応元年	7/1
	美濃 和泉	加納 伯太	永井氏 渡辺氏	譜代	文久三年頃		元治元年頃	
				譜代	元治元年	6/25	元治元年	7/23
	伊勢 和泉	津 岸和田	藤堂氏 岡部氏	外様	元治元年	7/23	慶応元年	3月頃
				譜代	元治元年	7/23		
	信濃 大和	松代 郡山	真田氏 柳沢氏	譜代	元治元年	8/10	慶応元年	4/21
				譜代	元治元年	9/28		
	加賀 播磨	大聖寺 小野	前田氏 一柳氏	外様	元治元年	12/7	慶応二年	6/2
				外様	元治元年	12/12	慶応元年	12/2
	播磨 伊予	明石 松山	(越前) 松平氏 (久松) 松平氏	親藩	慶応元年	4/21	慶応元年	7/26
				親藩	慶応元年	7/1	慶応元年	11/9
	越後 越前	高田 丸岡	榊原氏 有馬氏	譜代	慶応元年	7/26	慶応元年	11/9
				譜代	慶応元年	11/9	慶応二年	10/30
	豊後 伊予	白杵 大洲	稲葉氏 加藤氏	外様	慶応二年	5/8		
外様				慶応二年	6/2	慶応三年	10/20	
信濃 信濃	飯田 小諸	堀氏 牧田氏	譜代	慶応二年	6/13	慶応二年	10/30	
			譜代	慶応二年	9/1	慶応二年	10/30	
阿波 大和	徳島 高取	蜂須賀氏 植村氏	外様	慶応二年	10/30			
			譜代	慶応二年	10/30	慶応三年	12/21	
播磨	赤穂	森氏	外様	慶応二年	11/1			

原剛『幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢—』(名著出版、1988年)166頁および、179頁、図表「大坂湾内防備の変遷」より作成。

表 6 大名家族のいずれかを江戸に戻したとの記述がある藩

年	着府月日	国元	藩名	藩主家	藩の種類	備考
元治元年	9/24	下野	喜連川	喜連川氏	外様	妻
	10/10	遠江	掛川	太田氏	譜代	「家族」
	10/11	武蔵	岩槻	大岡氏	譜代	嫡子
	10/17	丹後	宮津	(本庄) 松平氏	譜代	嫡子
	10/23	上総	鶴牧	水野氏	譜代	「家族」
	10/23	信濃	田野	(大給) 松平氏	譜代	「家族」
	11/9	信濃	飯山	本多氏	譜代	男子
	11/12	陸奥	黒石	津軽氏	外様	「家族」
	11/13	下総	古河	土井氏	譜代	「家族」
	11/15	播磨	姫路	酒井氏	譜代	養祖母
	11/16	上総	久留里	黒田氏	譜代	嫡子
	11/24	(蝦夷)	松前	松前氏	外様	「家族」
	11/24	常陸	谷田部	細川氏	外様	
	11/25	武蔵	川越	(越前) 松平氏	譜代	「家族」
	11/25	近江	膳所	本多氏	譜代	「家族」
	11/27	上総	一宮	加納氏	譜代	「家族」
	11月中	下野	壬生	鳥居氏	譜代	「家族」
12/18	常陸	土浦	土屋氏	譜代	出兵で2度猶予を申請	
元治元年中か	上野	吉井藩	(鷹司) 松平氏	譜代	妻浴姫(徳川家斉の娘)	
	駿河	田中藩	本多氏	譜代		
	加賀	加賀藩	前田氏	外様		
	尾張	尾張藩	(尾張) 徳川氏	親藩		
	近江	彦根藩	井伊氏	譜代		
	紀伊	紀州藩	(紀州) 徳川氏	親藩		
	摂津	尼崎藩	(桜井) 松平氏	譜代		
	讃岐	高松藩	(水戸) 松平氏	親藩		
	伊予	吉田藩	伊達氏	外様		
慶応元年	5月出立	陸奥	会津藩	(会津) 松平氏	譜代	
		出羽	米沢新田藩	上杉氏	外様	

前掲『肥後藩国事史料』第五巻、前掲『加賀藩史料』藩末篇下、前掲『上杉家家譜』第十七巻、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三巻(1994年)、会津若松市総務部秘書公聴課編『幕末会津藩往復文書』下巻、前掲『茨城県史料 近世政治編』Ⅲより作成。

表 7 参勤復旧令以降の参勤交代

年	月日	国元	藩名	藩主名	参府	退府	その他
元治元年	10 / 13	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府登営		
	10 / 23	陸奥	盛岡	南部利剛	参府登営		
	11 / 17	陸奥	弘前	津軽承烈	参府	婦藩	
	12 / 1	伊予	西条	伊達慶邦 (水戸) 松平頼秀	参府登営		
慶応元年	3 / 1	越後	高田	榊原政敬	参府		
	3 / 15	播磨	赤穂	森忠典	参府		
		紀伊	紀州	徳川茂承	参府登営		
		志摩	鳥羽	稲垣長明	参府登営		
		丹波	園部	小出英尚	参府登営		
	4 / 1	播磨	小野	一柳末徳	参府登営		
		相模	小田原	大久保忠礼	参府登営		
	4 / 15	加賀	加賀	前田斉泰	参府登営		
		讃岐	丸亀	京極朗徹	参府登営		
	4 / 16	摂津	三田	九鬼隆義	参府登営		
		但馬	豊岡	京極高篤	参府登営		
	4 / 19	陸奥	中村	相馬充胤			婦藩停止
		出羽	久保田	佐竹義堯			婦藩停止
		大和	柳本	織田信成			婦藩停止
		出羽	米沢	上杉斉憲		婦藩登営	
	閏5 / 1	陸奥	八戸	南部信順		婦藩登営	
		出羽	本荘	六郷政鑑		婦藩登営	
		日向	高鍋	秋月種股		婦藩登営	
		播磨	三日月	森俊滋		婦藩登営	
		伊予	小松	一柳頼紹		婦藩登営	
		讃岐	多度津	京極高典		婦藩登営	
		備中	新見	関長克	参府登営		
		越前	大野	土井利恒		婦藩登営	
但馬		出石	仙石久利		婦藩登営		
紀伊		紀州	徳川茂承		婦藩		
閏5 / 23		陸奥	盛岡	南部利剛	参府登営		
閏5 / 27	出羽	久保田	佐竹義堯		婦藩登営		
	出羽	亀田	岩城隆邦		婦藩登営		
9 / 12	陸奥	仙台	伊達慶邦	参府			
	陸奥	仙台	伊達慶邦		婦藩		
慶応二年	3 / 15	近江	水口	加藤明実		婦藩登営	
	5 / 19	出羽	新庄	戸沢正実			婦藩停止
		陸奥	黒石	津軽承叙			婦藩停止
	讃岐	丸亀	京極朗徹			婦藩停止	
	備中	新見	関長克			婦藩停止	
	河内	狭山	北条氏恭			婦藩停止	
	伊予	大洲	加藤泰秋			婦藩停止	

文久の参勤交代緩和と幕政改革について(榎本)

		伊勢 伊予 丹波 備中 但馬 豊後 大和 備中 丹波 大和 播磨 美濃 信濃 伊予 信濃	久居 吉田 園部 足守 豊岡 森 小泉 岡田 山家 芝村 小野 大垣 小諸 大洲 小諸	藤堂高邦 伊達宗孝 小出英尚 木下利恭 京極高厚 久留島通靖 片桐貞篤 伊東長寿 谷衛滋 織田長易 一柳末徳 戸田氏共 牧野康濟 加藤泰秋 牧野康濟		婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩 婦藩 婦藩
	6 / 10 7 / 8 8 / 3 10 / 23				参府	
慶応三年	2 / 13 2 / 15 4 月 5 / 2 5 / 15 5 / 27 6 / 4 6 / 5 7 / 10 12 / 23	陸奥 陸奥 若狭 丹波 三河 陸奥 出雲 出羽 出羽 大和 出羽 陸奥 陸奥 大和 和泉 出羽	弘前 二本松 小浜 篠山 西尾 三春 広瀬 本莊 亀田 柳本 久保田 二本松 一関 郡山 岸和田 久保田	津軽承烈 丹羽長国 酒井忠氏 青山忠敏 (大給) 松平乗秩 秋田映季 (松江) 松平直巳 六郷政鑑 岩城隆邦 織田信成 佐竹義堯 丹羽長国 田村邦栄 柳沢保申 岡部長寛 佐竹義堯	参府登営 参府 参府 参府	婦藩 婦藩 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 婦藩停止 参府 参府 婦藩

『維新史料綱要』より作成。